

まんのう町森林整備計画書

計画期間 $\left(\begin{array}{l} \text{自 令和 3 年 4 月 1 日} \\ \text{至 令和 13 年 3 月 31 日} \end{array} \right)$

(令和 6 年 3 月 29 日変更)

目 次

I	伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項	1
1	森林整備の現状と課題	1
2	森林整備の基本方針	1
3	森林施業の合理化に関する基本方針	3
II	森林の整備に関する事項	4
第1	森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）	4
1	樹種別の立木の標準伐期齢	4
2	立木の伐採（主伐）の標準的な方法	4
3	その他必要な事項	5
第2	造林に関する事項	5
1	人工造林に関する事項	5
2	天然更新に関する事項	6
3	植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項	7
4	森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準	7
5	その他必要な事項	7
第3	間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準	7
1	間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法	7
2	保育の種類別の標準的な方法	8
3	その他必要な事項	8
第4	公益的機能別施業森林等の整備に関する事項	8
1	公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法	8
2	木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法	9
3	その他必要な事項	9
第5	委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項	9
1	森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針	9
2	森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策	9
3	森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項	10
4	森林経営管理制度の活用に関する事項	10
5	その他必要な事項	10
第6	森林施業の共同化の促進に関する事項	10
1	森林施業の共同化の促進に関する方針	10
2	施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策	10
3	共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項	10
4	その他必要な事項	1
第7	作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項	10
1	効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項	10
2	路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項	11
3	作業路網の整備に関する事項	11
4	その他必要な事項	12
第8	その他必要な事項	12
1	林業に従事する者の養成及び確保に関する事項	12
2	森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項	12
3	林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項	13
III	森林の保護に関する事項	14
第1	鳥獣害の防止に関する事項	14
1	鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法	14

2	その他必要な事項	14
第2	森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項	14
1	森林病虫害等の駆除及び予防の方法	15
2	鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く）	15
3	林野火災の予防の方法	15
4	森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項	15
5	その他必要な事項	15
IV	森林の保健機能の増進に関する事項	16
1	保健機能森林の区域	16
2	保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する事項	16
3	保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項	16
4	その他必要な事項	16
V	その他森林の整備のために必要な事項	16
1	森林経営計画の作成に関する事項	16
2	生活環境の整備に関する事項	17
3	森林整備を通じた地域振興に関する事項	17
4	森林の総合利用の推進に関する事項	17
5	住民参加による森林の整備に関する事項	17
6	森林経営管理制度に基づく事業に関する事項	17
7	その他必要な事項	17

I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

1 森林整備の現状と課題

まんのう町は、香川県の南西部、讃岐山脈の北麓に位置し中央部を土器川が流れている。大川山及び竜王山の標高 1,000m 近くの山を中心に、500m～900m の山並みが連なる自然の豊かな町である。

本町の総面積は 19,445ha であり、その内森林面積は 13,485ha で総面積の 69% を占めている。その内訳は国有林が 2,406ha、民有林が 11,080ha で、民有林が 82% を占めている。地域森林計画対象森林の内 37% の 4,097ha が人工林であり、その内利用期を迎えた 35 年生以上の林分が約 7 割を占めるようになり、今後は搬出間伐等の推進により、森林資源の有効な活用を行っていく必要がある。一方で、保育の必要とする 35 年生以下の若い林分も人工林面積の約 3 割を占めていることから、これらの林分については適正に保育を実施していく必要がある。

本町の森林は、地域住民の生活に密着した里山から林業生産活動を積極的に実施する必要のある山林、さらには貴重なイヌシデ林が残る大滝大川県立自然公園等の広葉樹が林立する樹林帯などバラエティーに富んだ林分構成になっており、それぞれの地域性にあった森林整備を実施していかなければならない。

その際、生物多様性の保全や地球温暖化の防止に果たす役割はもとより、豪雨の増加等の自然環境の変化、町外森林所有者や整備の行き届いていない森林の増等の社会的情勢の変化等にも配慮する必要がある。

また、航空レーザ測量等のリモートセンシングによる高精度な森林資源情報や詳細な地形情報の整備により、現地調査の省力化や適切な伐採区域の設定、林道等の路網整備の効率化、崩壊リスクが高い箇所における効果的な治山対策等を推進することが求められているほか、シカ等による森林被害も含めた森林の状況を適確に把握するための森林資源のモニタリングの継続的な実施や森林GISの効果的な活用を図ることが必要となっている。

※本町の面積は、令和 5 年 7 月 1 日現在。国有林面積は令和 3 年 4 月 1 日現在。その他の森林面積は、令和 6 年 3 月 31 日現在。

2 森林整備の基本方針

(1) 地域の目指すべき森林資源の姿

森林は、森林の有する多面的機能の発揮を通じて、住民生活の維持・向上に寄与しており、各々の森林について、期待される機能が十分に発揮されるよう、整備及び保全を進める必要がある。

既に木材生産を目的とした林業経営を行っている森林が集まっている区域を木材生産機能維持増進森林に位置づけて、継続的に木材生産を行いながら森林整備を行っていけるよう森林経営の受委託等による効率的な森林整備を促進する。また、木材生産機能維持増進森林以外の森林では、今後の森林整備の状況によっては、木材生産機能維持増進森林に指定し、継続的な木材生産を促進する。なお、木材生産機能維持増進森林に位置づけられない森林は、山地災害防止や快適環境形成、保健文化機能が発揮される森林を目指す。既に木材生産を目的とした林業経営を行っている森林が存在することから、木材生産を放棄するのではなく、森林所有者の意向に配慮しながら主伐や間伐による木材生産等に取り組みつつ、将来的に以下の目標林形への移行を目指す。

《目標林形》

① 天然林⇒天然林

既に天然林となっていることから、気象災害や林野火災などにより森林の働きが発揮できない状況になった場合に自生樹種の植栽で森林へ復旧する等、現状維持を図る。

なお、シイタケ原木や薪炭材などの利用で伐採されることが考えられるが、この場合は、現況を確認しつつ下草刈り等の適切な施業を実施し、確実な更新を図る。

② 人工林⇒天然林

(針葉樹)

ア 採算性等の問題から林業経営が行われない森林は、森林の荒廃度を勘案して他者による森林整備を検討し、更新伐の後、広葉樹を植栽して針葉樹林から上層針葉樹、下層広葉樹の針広混交林へと移行する。

イ 継続的な林業経営が行われない森林は、間伐および択伐の実施により現有森林資源から木材生産を行いつつ、伐採跡地に広葉樹を植栽して針葉樹林から上層針葉樹、下層広葉樹の針広混交林へと移行する。

(広葉樹)

自然遷移により天然林へ移行する。

③ 人工林⇒人工林

針葉樹、広葉樹とも適切な保育等森林整備を行い、木材生産機能や公益的機能の維持増進を図る。

森林の有する主な機能と各機能に応じた森林の望ましい姿については、次のとおりである

森林の有する主な機能	望ましい森林の姿
水源かん養機能	下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄えるすき間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設等が整備されている森林
山地災害防止機能／ 土壌保全機能	下層植生が生育するための空間が確保され適度な光が射し込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し土壌を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて土砂の流出、崩壊を防止する治山施設が整備されている森林
快適環境形成機能	樹高が高く枝葉が多く茂っているなど、遮へい能力や汚染物質の吸着能力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林
保健・レクリエーション機能	身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり、住民等に憩いと学びの場を提供している森林であって、必要に応じて保健・文化・教育的活動に適した施設が整備されている森林
文化機能	史跡、名勝等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林であって、必要に応じて文化活動に適した施設が整備されている森林
生物多様性保全機能	原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林
木材等生産機能	林木の生育に適した土壌を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され、成長量が高い森林であって、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林

(2) 森林の整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策

1) 森林の整備の基本的な考え方

森林機能区分	森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策
水源かん養機能	洪水の緩和や良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とするとともに、未立木状態での土壌攪乱を抑えるため伐採時期を延長して伐採に伴う裸地の発生回数を減らす。また、重要な森林では、択伐による複層林施業を行う。水源かん養の機能が十全に発揮されるよう、保安林の適切な管理を推進するとともに、保安林以外の森林においても集約的な施業を行い森林整備を推進する。
山地災害防止機能／ 土壌保全機能	災害に強い地域を形成する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とするとともに、未立木状態での土壌攪乱を抑えるため伐採時期が標準伐期齢の2倍となる長伐期施業に取り組み伐採に伴う裸地の発生回数を減らす。また、重要な

	森林では、択伐による複層林施業への取り組みや施設設置を含めた適切な管理を行う。土砂の流出防備等の機能が十分に発揮されるよう、保安林の適切な管理を推進するとともに、保安林以外の森林においても集約的な施業を行い森林整備を推進する。
快適環境形成機能	風や騒音等の防備や大気の浄化等、地域の快適な生活環境を保全する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、樹種が多様な天然生林の維持を基本とし、未立木状態の発生回数を抑えるため長伐期施業に取り組み森林状態の維持を図る。また、重要な森林では、択伐による複層林施業を行い継続的な森林状態の維持を図る。快適環境形成の機能が十分に発揮されるよう、保安林の適切な管理を推進するとともに、保安林以外の森林においても集約的な施業を行い森林整備を推進する。
保健・リクリエーション機能	町民に憩いと学びの場を提供する観点等から、広葉樹などの多様な森林整備を基本とし、未立木状態の発生回数を抑えるため長伐期施業に取り組み森林状態の維持を図る。また、重要な森林では、択伐による複層林施業を行い継続的な森林状態の維持を図る。保健等のための保安林の適切な管理を推進するとともに、保安林以外の森林においても集約的な施業を行い森林整備を推進する。
文化機能	美的景観の維持・形成の観点から、広葉樹などの多様な森林整備を基本とし、未立木状態の発生回数を抑えるため長伐期施業に取り組み森林状態の維持を図る。また、重要な森林では、択伐による複層林施業を行い継続的な森林状態の維持を図る。風致等のための保安林の適切な管理を推進するとともに、保安林以外の森林においても集約的な施業を行い森林整備を推進する。
生物多様性保全機能	生物の生息環境形成の観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、広葉樹などの多様な森林の維持を基本とする。
木材等生産機能	木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育及び間伐等を推進することを基本とし、将来にわたり育成単層林として維持していく森林では、主伐後の植栽による確実な更新を行う。この場合、施業の集団化や機械化を通じた効率的な整備を推進することを基本とする。

2) 造林から伐採に至る森林施業の推進方策

森林整備を推進する上で重要となる林業労働力について、その担い手の主体である香川西部森林組合と仲南町森林組合は、現在、保育作業を中心とした体制となっており、間伐の着実な実施が重要課題となっていること、今後主伐期を迎える林分が多くなること等から、林業機械の導入も含め、伐採を計画的に実施するための体制整備を推進するものとする。

また、適切な森林整備を推進していくために、森林所有者、森林組合、林業普及指導員、町等の相互の連携をより一層密にし、講習会等を通じて、技術指導、啓蒙普及に努めるとともに、国、県の補助事業、町単独事業および森林環境譲与税の積極的な活用を図り森林整備の推進を図るものとする。

3 森林施業の合理化に関する基本方針

流域森林・林業活性化協議会の方針の下に、県、町、森林所有者、森林組合、香川森林管理事務所等で相互に連絡を密にして、森林施業の共同化、林業後継者の育成、林業機械化の促進及び木材流通・加工体制の整備など、長期展望に立った林業諸施策の総合的な実施を計画的に推進するものとする。

また、航空レーザ測量による高精度な森林資源情報や詳細な地形情報の整備により、森林のゾーニング等を行い、森林施業の集約化等を推進する。

Ⅱ 森林の整備に関する事項

第1 森林の立木竹の伐採に関する事項(間伐に関する事項を除く)

1 樹種別の立木の標準伐期齢

樹種別の標準伐期齢は、平均成長量が最大となる林齢を基準とし、森林の有する公益的機能、既往の平均伐採期齢等を勘案し次のとおり定める。

なお、標準伐期齢は、地域を通じた立木の伐採（主伐）の時期に関する指標として定めるものであるが、標準伐期齢に達した時点での森林の伐採を促すためのものではないことに留意すること。

樹 種	ス ギ	ヒノキ	マ ツ	クヌギ・ナラ	その他広葉樹
林 齢	35 年	40 年	30 年	10 年	15 年

2 立木の伐採(主伐)の標準的な方法

立木竹の伐採のうち主伐については、更新を伴う伐採により行うこととする。

主伐に当たっては、森林の有する公益的機能の発揮と森林生産力の維持増進に配慮して行うこととし、伐採跡地が連続することがないように、伐採跡地間には、少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保するよう努めることとする。

また、伐採後の適確な更新を確保するため、あらかじめ適切な更新の方法を定め、その方法を勘案して伐採を行うこととする。特に、伐採後の更新が天然更新により行われる場合には、天然稚樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実、周辺の伐採跡地の天然更新の状況等に配慮することとする。

さらに、林地の保全及び落石等の防止のため必要がある場合には、所要の保護樹帯を設置することとする。

そして、森林の生物多様性の保全の観点から、施業の実施に当たっては、野生生物の営巣、餌場、隠れ場として重要な空洞木や枯損木及び目的樹種以外の樹種であっても目的樹種の成長を妨げないものについては、保残に努めることとする。

また、谷筋など溪畔周辺は、一般的に河川上流の狭い谷底や隣接する谷壁斜面に成立する森林で、水域から陸域へ連続する植生で構成されており、微妙な環境バランスの上に、豊かな生態系を形成していることから、一定の幅を保全し、自然林として残置するように努めるほか、尾根筋においては植生が脆弱な場合が多いことから安易な伐採等は控えるよう努めることとする。

併せて、上記に定めるものを除き、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」（令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁長官通知）のうち、流木の伐採方法に関する事項を踏まえることとする。また、集材に当たっては、林地の保全等を図るため、地域森林計画第4の1(2)で定める「森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要がある森林及びその搬出方法」に適合したものとするとともに、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」（令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁長官通知）を踏まえ、現地に適した方法により行うこととする。

皆伐択伐の別	標準的な方法
皆 伐	皆伐については、主伐のうち択伐以外のものとする。皆伐に当たっては、気候、地形、土壌等の自然条件及び森林の有する公益的機能の確保の必要性を踏まえ、適切な伐採区域の形状及び伐採区域のモザイク的配置に配慮するとともに、1箇所当たりの伐採面積については、制限林及び公益的機能別施業森林にあってはおおむね5ha以下、その他の森林にあっては少なくともおおむね20ha以下とし、伐区ごとに保残帯を設け適確な更新を図ることとする。
択 伐	択伐については、主伐のうち、伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木・帯状又は樹群を単位として、伐採区域全体ではおおむね均等な割合で行うものであり、材積にかかる伐採率が30%以下（伐採後の造林が植栽による場合にあっては40%以下）の伐採）とする。

	択伐に当たっては、森林の有する多面的機能の維持増進が図られる適正な林分構造となるよう、一定の立木材積を維持するものとし、適切な伐採率によることとする。
--	---

人工林の生産目標ごとの主伐の時期は、下表を目安として定めること。

(単位：経級 cm)

樹 種	標準的な施業体系			施業上の伐採 の目安 (年)
	生産目標	仕立方法	期待径級	
ヒ ノ キ	一般建築材・(大径材)	中仕立	28	70
	柱材・一般建築材		23～	50～
ス ギ	一般建築材・(大径材)	中仕立	38	65
	一般建築材		20～	40～
マ ツ	一般建築材・(大径材)	—	26～	60
	一般材		22～	40～
ク ヌ ギ	しいたけ原木	—	10～16	15～20
その他広葉樹	—	—	—	15～

3 その他必要な事項

該当なし

第2 造林に関する事項

1 人工造林に関する事項

人工造林については、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林や公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林のほか、木材等生産機能の発揮が期待され、将来にわたり育成単層林として維持する森林において行う。

また、花粉発生源対策の加速化を図るため、花粉の少ない苗木（無花粉苗木、少花粉苗木、低花粉苗木及び特定苗木をいう。以下同じ。）の植栽、広葉樹の導入等に努める。

(1) 人工造林の対象樹種

人工造林の対象樹種は次のとおりとする。

人工造林の対象樹種	スギ、ヒノキ、マツ、クヌギ、ケヤキ等
-----------	--------------------

なお、苗木の選定については、成長に優れたエリートツリー（第2世代精英樹等）等の苗木や花粉の少ない苗木の増加に努めるとともに、定められた樹種以外の樹種を植栽しようとする場合は、林業普及指導員又は町の林務担当部局との相談の上、適切な樹種を選択するものとする。

(2) 人工造林の標準的な方法

ア 人工造林の樹種別及び仕立て方法別の植栽本数

樹 種	仕立ての方法	植栽本数 (1 ha 当り)
ヒ ノ キ	疎仕立て	2,000～3,000 本
	中仕立て	3,000～3,500 本
	密仕立て	3,500～4,000 本
ス ギ	疎仕立て	2,000～3,000 本
	中仕立て	3,000～3,500 本
	密仕立て	3,500～4,000 本
マ ツ	疎仕立て	2,000～3,000 本
	中仕立て	3,000～3,500 本
	密仕立て	3,500～4,000 本
ク ヌ ギ	疎仕立て	2,000～3,000 本
	中仕立て	3,000～3,500 本

	密仕立て	3,500～4,000 本
--	------	---------------

なお、定められた標準的な植栽本数の範囲を超えて植栽しようとする場合は、林業普及指導員又町の林務担当部局とも相談の上、適切な植栽本数を決定するものとする。

イ その他人工造林の方法

区分	標準的な方法
地拵えの方法	等高線沿いに堆積する全刈筋置を原則とする。なお傾斜角30度以上の急傾斜地及び浮き石等の不安定地においては、等高線沿いの筋状地拵えを行い林地の保全に努めるものとし、場合により筋刈法坪刈法を用いる。
植付けの方法	全刈地拵えの場合は、一般的に長方形植えと正方形植えを原則とし、地形等により正三角形植えとし、丁寧植えとする。
植栽の時期	2月～4月中旬までに行うことを原則とし、秋植えの場合には苗木の根の成長が鈍化した時期（10月～11月）に行うものとする。

また、コンテナ苗の活用や伐採と造林の一貫作業システムの導入に努める。

(3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間

森林の有する公益的機能の維持及び早期回復並びに森林資源の造成を図るため、人工造林をとまなうものにあつては、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して2年以内に植栽することとする。ただし、択伐による伐採に係るものについては、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年を越えない期間とする。

2 天然更新に関する事項

(1) 天然更新の対象樹種

天然更新の対象樹種	マツ、クヌギ、コナラ、シイ類、カシ類など町内に自生する高木及び造林木
ぼう芽更新可能樹種	ナラ類、カシ類、シイ類等、ぼう芽力の大きい樹種

(2) 天然更新の標準的な方法

ア 天然更新の対象樹種の期待成立本数

天然更新すべき本数の基準となる期待成立本数を、次のとおり定める。

期待成立本数	3,000 本/ha
--------	------------

天然更新を行う際には、樹高が概ね30cmを超え、密度が1,000 本/ha 以上の本数を更新すべきものとする。

イ 天然更新補助作業の標準的な方法

天然更新に当たって、地表処理、刈出し、植込み、芽かきの方法その他天然更新補助作業として必要な事項等は次のとおりとする。なお、ぼう芽更新による場合には、ぼう芽の発生状況等を考慮し、必要に応じ、芽かき又は植込みを行うものとする。

区分	標準的な方法
地表処理	ササや粗腐植の堆積等により天然下種更新が阻害されている箇所において、かき起こし、枝条整理等の作業を行う。
刈出し	ササなどの下層植生により天然稚樹の生育が阻害されている箇所について行う
植込み	天然稚樹等の生育状況等を勘案し、天然更新の不十分な箇所に必要な本数を植栽する
芽かき	優勢なものを1株に概ね3～4本残し、残りをかきとる。

ウ その他天然更新の方法

「香川県天然更新完了基準」に基づき、伐採跡地の天然更新の状況を確認するとともに、更新すべき立木の本数に満たず天然更新が困難であると判断される場合には天然更新補

助作業又は人工造林により確実に更新を図るものとする。

《香川県天然更新完了基準（抜粋）》

県内に自生する高木の稚幼樹（保残木及び萌芽を含む）が、次の状態をもって、更新完了とする。

①樹高が概ね 30cm を超え、密度が 1,000 本/ha 以上の状態が、伐採跡地全体の 70% 以上あること。

②樹冠疎密度が 10 分の 3 を超えていること。

(3) 伐採跡地の天然更新をすべき期間

森林の有する公益的機能の維持及び早期回復を図るため、天然更新すべき期間は、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して伐採後 5 年以内とし、更新状況を確認することとする。

なお、更新が完了していないと判断されるものについては、更新補助作業又は人工造林等を行い確実な更新を図るものとする。

3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項

(1) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準

植栽によらなければ適確な更新が困難な森林は、現況が針葉樹人工林であり、母樹となり得る高木性の広葉樹が更新対象地の斜面上方や周囲 100m 以内に存在せず、林床にも更新樹木が存在しない森林を基本とする。

(2) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在

森林の区域	備 考
該当なし	

4 森林法第 10 条の 9 第 4 項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準

(1) 造林の対象樹種

ア 人工造林の場合

1 の (1) による。

イ 天然更新の場合

2 の (1) による。

(2) 生育し得る最大の立木の本数

2 の (2) のアにおける期待成立本数とする。

5 その他必要な事項

該当なし

第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準

1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

樹種	施業体系	間伐を実施すべき標準的な林齢				標準的な方法
		初回	2 回	3 回	4 回	
ヒノキ	植栽本数 2,000～4,000 本 柱材・一般建築材	20～40 年生 地位等を考慮し必要な回数を行う。				選木の方法：枯損木、病虫害木、被圧木などの順に、幹の形質に重点をおいて行う。 間伐率：間伐本数率は、おおむね 10～30% とする。 但し、林分密度によって適宜変動
	植栽本数 2,000～4,000 本 一般建築材・大径材	20～60 年生 地位等を考慮し必要な回数を行う。				

スギ	植栽本数 2,000～4,000 本 柱材・一般建築材	20～40 年生 地位等を考慮し必要な回数を行う。		する。 なお、材積率については、材積に係る伐採率が 35%以下であり、かつ伐採年度の翌年度の初日から起算しておおむね 5 年後において、その森林の樹冠疎密度が 10 分の 8 以上に回復することが確実であると認められる範囲とする。 ヒノキ、スギにおける標準伐期齢未満の平均的な間伐間隔：10 年 ヒノキ、スギにおける標準伐期齢以上の平均的な間伐間隔：20 年
	植栽本数 2,000～4,000 本 一般建築材・大径材	20～60 年生 地位等を考慮し必要な回数を行う。		
マツ	植栽本数 2,000～4,000 本	間伐時期及び回数は必要に応じて行う。		
クヌギ	植栽本数 2,000～4,000 本	間伐時期及び回数は必要に応じて行う。		

2 保育の種類別の標準的な方法

保育の種類	樹種	実施すべき標準的な林齢及び回数								備考
		I	II	III	IV	V	VI	VII	VIII	
下刈り	ヒノキ スギ									回数：毎年 1～2 回程度（植栽後の生育状況等を踏まえ、実施回数や実施期間を判断する。）
	マツ クヌギ									
つる切	ヒノキ スギ マツ クヌギ									回数：通常 2 回程度
除伐	ヒノキ スギ									
	マツ クヌギ									
枝打	ヒノキ スギ マツ クヌギ									回数：通常 4～5 回（生産目標によっては、伐採前の数年間行う場合もある。）
肥培	ヒノキ スギ マツ クヌギ									（必要に応じて、せき悪林地に、植栽後 2～3 回施肥を行う。）

3 その他必要な事項

間伐及び保育の標準的な方法では十分に目的を達成できないと見込まれる森林については、生育状況等を考慮し間伐及び保育の方法を決定するものとする。

第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法

（1）水源のかん養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

ア 区域の設定

別表 1 のとおり

イ 施業の方法

施業の方法として、下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とし、伐期の間隔の拡大とともに伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図ることとする。また、当該森林の伐期齢の下限については、次のとおり定める。

樹 種	ス ギ	ヒノキ	マ ツ	クヌギ・ナラ	その他広葉樹
林 齢	45 年	50 年	40 年	20 年	25 年

森林の区域については、別表 2 に定める。

- (2) 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

ア 区域の設定

別表 1 のとおり

イ 施業の方法

適切な伐区の形状・配置等により、伐採後の林分においてこれらの機能の確保ができる森林は、「長伐期施業を推進すべき森林」として定めるものとし、主伐の時期を標準伐期齢のおおむね 2 倍以上とするとともに、伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図るものとする。長伐期施業を推進すべき森林の伐期齢の下限については、次のとおり定める。

樹 種	ス ギ	ヒノキ	マ ツ	クヌギ・ナラ	その他広葉樹
林 齢	70 年	80 年	60 年	20 年	30 年

森林の区域については、別表 2 に定める。

2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法

(1) 区域の設定

林木の生育に適した森林、林道等の開設状況や経営管理実施権の設定見込み等から効率的な施業が可能な森林、木材等生産機能の評価区分が高い森林で、自然条件等から一体として森林施業を行うことが適当と認められる森林について、木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林を別表 1 により定める。

(2) 施業の方法

施業の方法として、木材等林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給するため、生産目標に応じた主伐の時期及び方法を定めるとともに、植栽による確実な更新、保育、間伐等を推進することを基本とし、公益的機能別施業森林の施業方法に配慮しつつ、森林施業の集約化、路網整備や機械化等を通じた効率的な森林整備を推進する。

3 その他必要な事項

該当なし

第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針

本町は所有規模が 1ha 未満の森林が多く、人工林も分散していることから、効率的な森林の施業及び経営を行うためには、森林の経営の受委託等により、森林の経営規模の拡大を進める必要がある。

このため、意欲ある森林所有者・森林組合等へ森林情報の提供及び助言を行うほか、地域協議会の開催などを推進することにより、森林経営の委託への転換を目指すものとする。その際、森林経営の委託が円滑に進むよう、施業内容やコストを明示した提案型施業の普及及び定着を促進する。

2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策

委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施等については、不在村森林所有者を含め森林所有者等への働きかけ、森林の経営の受託等を担う森林組合等の育成、施業集約化に向けた

森林の経営の受委託に必要な情報の入手方法の周知をはじめとした普及啓発活動を進めるものとする。

3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項

効率的な路網整備が図られるよう森林所有者の理解を得ることが重要である。

4 森林経営管理制度の活用に関する事項

効率的な森林の施業及び経営の円滑化を図り、森林の経営管理（自然的経済的社会的諸条件に応じた適切な経営又は管理を持続的に行うことをいう。以下同じ。）を推進するため、森林所有者の森林の経営管理に関する意向調査を実施する。

この意向調査については、森林簿や林地台帳のほか森林施業に関するゾーニング等を基に計画的に実施し、森林整備の意向があるものについては森林経営計画の作成を促進するものとする。

また、森林の経営管理を森林所有者自らが実行できない場合には、森林経営管理制度の活用について検討するとともに、本町独自の助成制度を活用し、森林組合等への委託事業による森林整備の実施を推進することにより、手入れ不足の森林の解消に努める。

5 その他必要な事項

特になし。

第6 森林施業の共同化の促進に関する事項

1 森林施業の共同化の促進に関する方針

林家世帯の高齢化や兼業化の進行、不在森林の所有者の増加等により低下している森林の管理水準を改善するため、町・森林組合が中心となって森林施業の共同化を目指し森林所有者間の合意形成を図るとともに計画的な施業を推進する。

2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策

森林組合等による周知会等の開催、普及啓発活動を通じて森林施業を共同して行うための森林所有者間の合意形成を図る。また、森林施業意向調査を実施して集落単位での施業確立を図る。

さらに、不在森林所有者に対しては、該当所有山林が施業時期に達した場合、組合が施業の委託を働きかけ森林施業共同化への参加を推進する。

3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

（１）共同して森林施業を実施しようとする者（以下「共同施業実施者」という。）全員により各年度当初等に年次別の詳細な実施計画書を作成して代表者等による実施管理を行うこととし、間伐を中心として施業は可能な限り共同で又は森林組合等への共同委託により実施することを旨とすること。

（２）作業路網その他の施設の維持運営は共同施業実施者の共同により実施すること。

（３）共同施業実施者の一人が施業等の共同化につき遵守しないことにより、その者が他の共同施業実施者に不利益を被らせることがないように、予め個々の共同施業実施者が果たすべき責務等を明らかにすること。

4 その他必要な事項

該当なし

第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項

効率的な森林施業を推進するため、林地の傾斜区分や搬出方法に応じて次表の路網密度の

水準を目安に林道（林道専用道を含む。以下同じ。）及び森林作業道を適切に組み合わせて開設し、路網と高性能林業機械を組み合わせた低コストで効率的な作業システムを構築するものとする。

区 分	作業システム	路網密度（m/ha）		
		基幹路網	細部路網	合計
緩傾斜地 （0° ～15° ）	車両系 作業システム	30～40	70～210	110 以上
中傾斜地 （15° ～30° ）	車両系 作業システム	23～34	52～165	85 以上
	架線系 作業システム	23～34	2～41	25 以上
急傾斜地 （30° ～35° ）	車両系 作業システム	16～26	35～124	60 〈50〉 以上
	架線系 作業システム	16～26	0～24	20 〈15〉 以上
急 峻 地 （35° ～）	架線系 作業システム	5～15	—	5 以上

注1：「架線系作業システム」とは、林内に架設したワイヤーロープに取り付けた搬器等を移動させて木材をつり上げて集積するシステム。スイングヤード等を活用する。

注2：「車両系作業システム」とは、林内ワイヤーロープを架設せず、車両系の林業機械により林内の路網を移動しながら木材を集積、運搬するシステム。フォワーダ等を活用する。

注3：「急傾斜地」の〈 〉書きは、広葉樹の導入による針広混交林化など育成複層林へ誘導する森林における路網密度である。

なお、路線密度の水準については、木材搬出予定箇所に適用し、尾根、溪流、天然林等の除地には適用しない。

2 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項

該当なし

3 作業路網の整備に関する事項

（1）基幹路網に関する事項

ア 基幹路網の作設にかかる留意点

適切な規格・構造の路網の整備を図る観点等から、林道については林道規程（昭和48年4月1日48林野道第107号林野庁長官通知）又は香川県林業専用道作設指針に基づいて開設する。

イ 基幹路網の整備計画

別表3のとおり

なお、基幹路網の開設に当たっては、自然条件や社会的条件が良好であり、将来にわたり育成単層林として維持する森林を主体に整備を加速化させるなど、森林施業の優先順位に応じた整備を推進する。

ウ 基幹路網の維持管理に関する事項

「森林環境保全整備事業実施要領」（平成14年3月29日付け13林整第885号林野庁長官通知）、「民有林林道台帳について」（平成8年5月16日8林野基第158号林野庁長官通知）等に基づき、管理者を定め、台帳を作成して適切に管理することとする。

（2）細部路網の整備に関する事項

ア 細部路網の作設に係る留意点

継続的な使用に供する森林作業道の開設について、丈夫で簡易な規格・構造の路

網を整備する観点等から、森林作業道作設指針（平成 22 年 11 月 17 日付け 22 林整整第 656 号林野庁長官通知）及び香川県森林作業道作設指針に基づいて開設する。

イ 細部路網の維持管理に関する事項

森林作業道作設指針（平成 22 年 11 月 17 日付け 22 林整整第 656 号林野庁長官通知）及び香川県森林作業道作設指針に基づき、森林作業道が継続的に利用できるような適正に管理することとする。

4 その他必要な事項

該当なし

第8 その他必要な事項

1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項

（1）林業に従事する者の養成及び確保に関する事項

最近の林業情勢は非常に厳しく、林業労働者の減少、高齢化等の問題が年々深刻化している。そのため、かがわ森林整備担い手対策協議会を通じて、森林施業実施の中核的役割を果たす森林組合を育成強化するため、組合作業班の増員、資質向上を促進するとともに、技術研修会、講習会等の開催などに積極的に努める。また、林業への新規参入・起業など林業従事者の裾野の拡大、女性等の活躍・定着等に取り組むなど、林業従事者の養成及び確保を図る。

（2）林業後継者等の育成

ア．林業労働者及び林業後継者の育成方策

- ① 町は、森林施業に対する単独補助枠を拡大するなど森林組合の受託作業を増やすことに努め事業量の確保を図るほか、かがわ森林整備担い手対策協議会を通じて林業従事者の育成支援を行う。
- ② 森林組合は、就労条件の改善、安全管理体制の強化等に努めるとともに林業労働者の技術・技能の向上を図るため県等が実施する研修会への参加及び各種の資格取得、女性等の活躍・定着等についても積極的に支援を行う。

イ．林業後継者等林家の育成

林家の子弟等が林業への関心を持ち続け、林業に就労しうる環境を醸成するとともに林業後継者の育成に努める。

- ① 地域性を生かした知識、技術水準の向上を図るため、県等が実施する各種研修会、林業講座等への参加を積極的に呼びかけるとともに、林業技術研修及び交流会を開催することにより施業方法等について討議する場を設ける。
また、林家が自ら施業を行うなど森林経営に取り組む場合には既存の支援策と併せた効果的な支援に努める。
- ② 本町の気候風土を生かした新たな特産林産物の導入及び林産物での産地化を目指した林家等の取組み支援に努めることにより、魅力ある林業の実現に取り組む。

（3）林業事業体の体質強化方策

森林組合及び林業関係事業体を育成するため、地域が一体となって安定的事業量の確保に努めるとともに統合・協業を促進し、再編整備による事業規模の拡大を図る。

2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項

（1）林業機械化の促進方向

本町の森林の人工林は 8 齢級以上の利用期を迎えた山林が 6 割以上を占めるようになり今後搬出を伴う間伐の実施が必要な山林が増加してきている。しかし、林家の経営は零細で、かつ高齢化が進んでいることから、機械化の遅れは顕著である。林業就労者の減少及び高齢化の傾向の中にあつて、森林施業の合理化を図る為には、林業の機械化は必要不可

欠であり、生産性の向上、労働強度の軽減及び生産コストの低減を図る為に機械化の導入を促進する。

(2) 高性能林業機械の導入目標

作業の種類		現 状 (参考)	将 来
伐 採 造 材 集 材		(仲南町森林組合) グラップル 1 台 フォワーダ 1 台 (香川西部森林組合) グラップル 3 台 フォワーダ 1 台	(仲南町森林組合) ザウルスロボ 1 台 プロセッサ 1 台 (香川西部森林組合) ザウルスロボ 1 台 プロセッサ 1 台
造 林 保育等	地拵え 下刈	無	無
	枝 打	自 動 枝 打 機 1 台	無

(3) 林業機械化の促進方策

- ① チェンソー、刈払い機については、労働安全衛生面等を考慮し、低振動、低騒音に改良された機種を導入するものとする。
- ② 枝打作業等による森林施業の機械化を推進する。

3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項

(1) 林産物の流通、加工の施設等の整備方向

ア. 木材流通の合理化

町全域を単位として計画的な木材生産を推進し森林所有者の合意形成を図り共同出材等により出材量の拡大を図るとともに素材生産業者、森林組合及び町が一体となって流通の合理化に努める。

イ. 生産・流通・加工を通じた関係者の合意形成

民有林の木材の生産流通システムの確立を図るため地域材の産地化形成の推進などについて地域の関係者に働きかけ合意形成に努める。

ウ. 林産物の生産・流通・加工

本町における素材生産は森林組合の受託事業が中心であり、その生産量は少量で不安定である。本町は流通施設である木材共販施設がなく製材工場等の施設も零細で少なく大半を町外へ出荷したり、町外で加工したりしている。今後、町及び森林組合は、生産、流通体制の確立を図るため、近隣県等の市場の価格等の情報の収集・経営の指導に努める。その際に、本町においては町産材を使用した住宅への補助制度を実施していることから、令和5年に改正された合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成28年法律第48号）に基づき、町産材について木材関連事業者による合法性の確認等の実施及び合法性確認木材等の取扱数量の増加等に努める。

また、本町における人工林は成育段階にあり間伐材の有効利用を促進するため、森林所有者に働きかけて出荷依頼や受託促進により間伐材の確保、販売を進める。天然林については、育成天然林施業を積極的に推進し、町産まき材やしいたけ生産組合で利用する原木の確保に努める。竹林については、竹炭、竹酢液の製造のほか、新たな活用方法の開発に努める。

(2) 林産物の生産・流通・加工施設等の整備計画

ア. 木材等の流通・加工・販売施設の整備計画

施設の種類	現 状 (参 考)			計 画			備考
	位置	規模㎡	対図番号	位置	規模㎡	対図番号	
製材工場	まんのう町 照井	300 ㎡					

展示施設	まんのう町 七箇	187 m ²					
竹炭竹酢液 製造	まんのう町 帆山	80 t 90 k l					

イ. 林産物の生産（特用林産物）・流通・加工・販売施設の整備計画

ウラジロガンを育成し、漢方薬の原料として販売を行っている。また、ウルシを育成し、将来的に生漆を生産するとともに、ウルシ蠟、材も木材加工等に利用する計画を実施中である。

Ⅲ 森林の保護に関する事項

第1 鳥獣害の防止に関する事項

1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法

(1) 区域の設定

対象鳥獣 の種類	森林の区域（林班）	面積 (ha)
ニホン ジカ	102, 103, 104, 106, 107, 108, 109, 116, 117, 119, 120, 121, 122, 125, 126, 127 132, 133, 134, 135, 136, 137, 138, 139, 140, 141, 142, 143, 144, 145, 146, 147 148, 149, 150, 151, 152, 157, 158, 159, 160, 161, 162, 163, 167, 168, 172, 174 180, 181, 182, 183, 184, 185, 186, 187, 188, 189, 190, 191, 192, 193, 194, 195 196, 197, 198, 199, 201, 219, 220, 221, 222, 223, 224, 225, 226, 227, 228, 229 230, 231, 232, 234, 235, 236, 301, 302, 303, 304, 305, 306, 307, 308, 309, 310 311, 312, 313, 314, 315, 316, 317, 318, 319, 320, 321, 322, 323, 324, 325, 326 327, 328, 329, 330, 331, 332, 333, 334, 335, 336, 337, 338, 339, 340, 341, 342 343, 344, 346, 347, 348, 349, 350, 401, 402, 403, 404, 405, 406, 407, 408, 409 412, 413, 414	8, 442. 87

(2) 鳥獣害の防止の方法

鳥獣害の防止の方法について、ニホンジカによる被害の防止に効果を有すと考えられる方法により、次のア又はイに掲げる鳥獣害防止対策を地域の实情に応じ単独で又は組み合わせて推進することとする。その際、ニホンジカの被害対策は特に人工植栽が予定されている森林や既に植栽されている森林等を中心に推進することとする。

なお、アに掲げる防護柵については改良等を行いながら被害防止効果の発揮を図るよう努めるとともに、鳥獣害防止対策の実施に当たってはニホンジカ第二種特定鳥獣管理計画や農業被害対策等と連携・調整することとする。

ア 植栽木の保護措置

防護柵の設置又は維持管理、幼齢木保護具の設置、剥皮防止帯の設置、現地調査等による森林のモニタリングの実施等

イ 捕獲

わな捕獲（くくりわな、囲いわな、箱わな等）または銃器による捕獲等の実施

2 その他の必要な事項

鳥獣害の防止の方法の実施状況を確認するために、現地調査や各種会議での情報交換、区域内で森林施業を行う森林所有者、森林組合、みどりの巡視員等からの情報収集等を行うこととする。鳥獣害の防止の方法が実施されていない場合には森林所有者等に対する助言・指導等を通じて鳥獣害の防止を図ることとする。また、国有林とも連携を図って実施することとする。

第2 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項

1 森林病虫害等の駆除及び予防の方法

(1) 森林病虫害等の駆除及び予防の方針及び方法

森林病虫害による被害については、その早期発見及び早期駆除に努め、的確な防除の推進を図るとともに、積極的に予防措置を講ずるものとする。

マツ枯れについては、過去の大規模な被害発生を踏まえ、再激化を防ぐことを目的として、森林病虫害等防除法による基本方針に基づき、地域にとって重要な「保全する必要がある森林」を特定し、国や県の関係機関等との連携のもと、周辺森林とあわせて対策を講じる。

ナラ枯れ対策については、ナラ枯れ対策については、まん延を防止し、森林の持つ多面的機能を確保するため、「香川県ナラ枯れ防除対策方針」に基づき、関係機関等と連携し、地域の被害状況等に応じた、効率的、効果的な防除対策を講じる。

① 保全森林（保全する必要がある森林）

マツ枯れから保全する必要があることから、薬液注入などによる予防措置と併せて被害木駆除の徹底に努める。

また、実施にあたっては、環境に十分配慮する。

保全森林名	林班	小班	面積 (ha)
満濃池森林公園	234	107、109～125	40
	326	0、1、45	
	327	78、82	
満濃	234	96、102	3

② 周辺森林

該当なし。

(2) その他

森林病虫害等による被害の未然防止、早期発見及び薬剤等による早期駆除などに向け、森林組合、森林所有者等との連携による被害対策や被害監視から防除実行までの地域の体制づくりに努める。

2 鳥獣害対策の方法(第1に掲げる事項を除く)

ウサギなどによる被害も確認されており、今後、幼木への食害や樹皮の剥離等の被害発生が懸念される。被害防除に対しては、ワナ等の被害対策を実施する。

3 林野火災の予防の方法

林野火災対策として、各種の普及啓発活動により防火意識の高揚を図るとともに、気象災害や林野火災等の不測の事態に対する備えとして、森林保険への加入を促進する。

また、立入の多い森林を重点として林野火災予防標識等を設置するなど、関係機関と連携を図りながら施設の充実に努める。

4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項

該当なし

5 その他必要な事項

(1) 病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき林分

ナラ枯れによる危険木が、人的被害や、住宅や道路・電線等のライフラインへの被害を発生させるおそれがある場合には、伐倒処理を行うとともに、公園や景勝地における伐採については景観に配慮したものとする。

病虫害の種類	森林の区域（林班）	備考
なら枯れ	219, 220, 221, 223, 224, 228, 229, 230, 231, 232, 234, 313, 314, 325, 326	

(2) その他

該当なし

IV 森林の保健機能の増進に関する事項

1 保健機能森林の区域

該当なし

2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する事項

該当なし

3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項

該当なし

4 その他必要な事項

該当なし

V その他森林の整備のために必要な事項

1 森林経営計画の作成に関する事項

(1) 森林経営計画の記載内容に関する事項

森林経営計画を作成するに当たり、次に掲げる事項について適切に計画すべきものとする。

ア. IIの第2の3の植栽によらなければ適確な更新が困難な森林における主伐後の植栽

イ. IIの第4の公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

ウ. IIの第5の3の森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項及びIIの第6の3の共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

エ. IIIの森林の保護に関する事項

なお、経営管理実施権が設定された森林については、森林経営計画を樹立して適切な施業を確保することが望ましいことから、経営管理実施権配分計画が公告された後、林業経営者は、当該森林について森林経営計画の作成に努める。

(2) 森林法施行規則第33条第1号のロの規定に基づく区域

森林法施行規則第33条第1号ロの規定に基づく区域について、次のとおり定めるものとする。

区域名	林 班	区域面積 ha
川東1	101、102、103、104、105、106、107、108、109、110、111、112、113、114、115、116、117、164、165、166、167、168、169、170、171、172、173、174、175、176、177、178、179、180	1,594.87
川東2	118、119、120、121、122、123、124、125、126、127、128、129、130、131、132、133、181、182、183	833.32
勝浦	134、135、136、137、138、139、140、141、142、143、144、145、146、147、184、185、186、187、188、189、190、191、192、193、194、195、196、197	1,604.31
中通	148、149、150、151、152、153、154、155、156、198、199、401、402、403、404、405、406、407、408、409	1,044.13
満濃北・造田	157、158、159、160、161、162、163、201、202、203、204、205、206、207、208、209、210、211、212、213、214、215、216、217、218、410、411、412、413、414	1,714.95
満濃南	219、220、221、222、223、224、225、226、227、228、229、230、231、232、233、234、235、236、237	1,127.04
塩入	301、302、303、304、305、306、307、308、309、310、311、312、313、314、315、316、317	1,097.62

七箇	318、319、320、321、322、323、324、325、326、327	593.06
十郷北	328、329、330、339、340、341、342、343、344、345、346、347、348、349、350	606.22
十郷南	331、332、333、334、335、336、337、338	816.00

2 生活環境の整備に関する事項

特になし。

3 森林整備を通じた地域振興に関する事項

特になし。

4 森林の総合利用の推進に関する事項

特になし。

5 住民参加による森林の整備に関する事項

特になし。

6 森林経営管理制度に基づく事業に関する事項

特になし。

7 その他必要な事項

森林において、土石の切取、盛土その他の土地の形質の変更を行う場合には、その行為が土砂の流出又は崩壊、水害等の災害の発生をもたらす、又は地域における水源の確保、環境の保全に支障を来すことのないよう、その態様等に応じ、環境の保全等のための適切な措置を講ずることとする。

特に、盛土等に伴う災害を防止するため、宅地造成後及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）に基づき、知事等が指定する規制区域の森林の土地においては、谷部等の集水性の高い場所における盛土等は極力避けるとともに、盛土等の工事を行う際の技術的基準を順守させるなど、制度を厳正に運用することとする。

なお、太陽光発電設備を設置する場合等を含め、関係機関との連絡を密にするなど、各種制度の円滑な運用に努めることとする。

別表 1

区 分	森林の区域	面積 (ha)
水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	別表 4 のとおり	10,927.13
土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	別表 4 のとおり	4,235.03
快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	該当なし	74.76

別表 2

森林施業の方法	森林の区域	面積 (ha)
伐期の延長を推進すべき森林	別表 4 のとおり	5,669.17
長伐期施業を推進すべき森林	別表 4 のとおり	3,059.68
複層林施業を推進すべき森林	複層林施業 (択伐以外)	該当なし
	複層林施業 (択伐)	別表 4 のとおり
		2,294.42

別表 3

開設/拡張	種 類	区分	路線名	延長及び 箇所数	利用区域 面積	うち前半 5 年分	対図 番号	備考
開設	自動車道		琴南財田 (2-1 号)	3.1	188	○	1	
開設	自動車道		琴南財田 (4-2 号)	2.0	150	○	2	
開設	自動車道		三角	1.5	63		3	
開設	自動車道		前山	2.0	90		4	
開設	自動車道		東谷	1.5	62		5	
開設	自動車道		種子広袖	2.0	51		6	
計			6 路線	12.1				
拡張	自動車道	(改良)	塩江琴南	1.0		○	1	
拡張	自動車道	(改良)	塩入三野	1.0		○	2	
拡張	自動車道	(改良)	山脇	1.0		○	3	
拡張	自動車道	(改良)	葛籠野	1.0			4	
拡張	自動車道	(改良)	東平川	1.0		○	5	
拡張	自動車道	(改良)	西谷	1.0		○	6	
拡張	自動車道	(改良)	大井手	1.0		○	7	
拡張	自動車道	(改良)	小弥谷	1.0		○	8	
拡張	自動車道	(改良)	琴南財田 1 号	1.0		○	9	
拡張	自動車道	(改良)	琴南財田 2-2 号	1.0		○	10	
拡張	自動車道	(舗装)	塩入三野	2.0		○	1	
拡張	自動車道	(舗装)	山脇	1.0			2	
拡張	自動車道	(舗装)	葛籠野	1.0			3	

別表 4

林班	準林班	公益的機能別施業森林の区域					森林施業の方法					備考
		水源涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	通常の施業	伐期の延長を推進すべき森林	長伐期施業を推進すべき森林	複層林施業を推進すべき森林		
										複層林施業（択伐以外）	複層林施業（択伐）	
101	01	○	○		○	○			*		*	
101	02	○	○			○			*		*	
101	03	○	○			○			*		*	
101	04	○	○		○	○			*		*	
101	05	○	○		○	○			*		*	
102	01	○	○		○	○			*			
102	02	○	○			○			*			
102	03	○	○			○			*			
102	04	○	○			○			*			
102	05	○	○			○			*			
102	06	○	○			○			*			
102	07	○	○			○			*		*	
102	08	○	○		○	○			*		*	
103	01	○	○			○			*			
104	01	○	○			○			*			
104	02	○				○		*				
104	03	○				○		*				
104	04	○				○		*				
104	05	○				○		*				
104	06	○				○		*				
104	07	○				○		*			*	
105	01	○	○			○			*			
105	02	○	○			○			*			
105	03	○	○			○			*			
105	04	○	○			○			*			
105	05	○	○			○			*			
106	01	○				○		*				
106	02	○				○		*				
106	03	○				○		*				
106	04	○				○		*				
107	01	○	○			○			*		*	
107	02	○	○			○			*		*	
107	03	○	○			○			*		*	
108	01	○				○		*				

108	02	○				○		*				
108	03	○				○		*				
108	04	○				○		*				
108	05	○				○		*				
108	06	○				○		*				
108	07	○				○		*				
108	08	○				○		*				
108	09	○				○		*			*	
108	10	○				○		*			*	
109	01	○				○		*				
109	02	○				○		*				
109	03	○				○		*				
110	01	○				○		*				
110	02	○				○		*				
110	03	○				○		*				
110	04	○				○		*				
110	05	○				○		*				
111	01	○				○		*				
111	02	○				○		*				
111	03	○				○		*				
111	04	○				○		*				
111	05	○				○		*				
112	01	○				○		*				
112	02	○				○		*				
112	03	○				○		*				
113	01	○				○		*				
114	01	○				○		*				
114	02	○				○		*				
114	03	○				○		*				
114	04	○				○		*				
114	05	○				○		*				
114	06	○				○		*				
114	07	○				○		*				
114	08	○				○		*				
114	09	○				○		*				
114	10	○				○		*				
115	01	○				○		*				
115	02	○				○		*				
115	03	○				○		*				
115	04	○				○		*				
115	05	○				○		*				
115	06	○				○		*				
115	07	○				○		*				
116	01	○				○		*				
117	01	○				○		*				
117	02	○	○			○			*			
117	03	○				○		*				
117	04	○	○			○			*			
117	05	○	○			○			*			

117	06	○	○			○			*			
117	07	○	○			○			*			
117	08	○	○			○			*			
117	09	○				○		*				
117	10	○				○		*				
117	11	○				○		*				
118	01	○				○		*				
118	02	○				○		*				
118	03	○				○		*				
118	04	○				○		*				
118	05	○				○		*				
118	06	○				○		*				
119	01	○				○		*				
119	02	○	○			○			*			
119	03	○	○			○			*			
119	04	○	○			○			*			
120	01	○				○		*				
120	02	○				○		*			*	
120	03	○				○		*				
120	04	○				○		*				
120	05	○				○		*				
120	06	○				○		*				
120	07	○				○		*				
120	08	○				○		*				
120	09	○				○		*				
120	10	○				○		*				
121	01	○				○		*				
121	02	○				○		*				
121	03	○				○		*				
121	04	○				○		*				
121	05	○				○		*				
121	06	○				○		*				
121	07	○				○		*				
121	08	○				○		*				
121	09	○				○		*				
122	01	○				○		*				
122	02	○				○		*				
122	03	○				○		*				
123	01	○				○		*				
123	02	○				○		*			*	
123	03	○				○		*			*	
124	01	○				○		*				
124	02	○				○		*				
125	01	○				○		*				
125	02	○				○		*			*	
125	03	○	○			○			*		*	
125	04	○				○		*				
126	01	○				○		*				
126	02	○	○			○			*			

126	03	○	○			○			*			
127	01	○				○		*				
127	02	○				○		*				
127	03	○				○		*				
127	04	○				○		*				
128	01	○				○		*				
128	02	○				○		*				
128	03	○				○		*				
128	04	○				○		*				
128	05	○	○			○			*		*	
128	06	○				○		*				
128	07	○				○		*				
128	08	○				○		*				
128	09	○				○		*				
128	10	○				○		*				
128	11	○				○		*				
128	12	○				○		*				
129	01	○				○		*				
129	02	○				○		*				
129	03	○				○		*				
129	04	○				○		*				
129	05	○				○		*				
129	06	○				○		*				
129	07	○				○		*				
130	01	○				○		*			*	
130	02	○				○		*				
130	03	○				○		*				
131	01	○				○		*				
131	02	○				○		*				
131	03	○				○		*				
131	04	○				○		*				
131	05	○				○		*				
131	06	○				○		*				
132	01	○				○		*				
132	02	○				○		*				
132	03	○				○		*				
132	04	○				○		*				
132	05	○				○		*				
133	01	○				○		*				
133	02	○				○		*				
133	03	○				○		*				
133	04	○				○		*				
133	05	○				○		*				
133	06	○				○		*				
133	07	○				○		*				
133	08	○				○		*				
133	09	○				○		*				
134	01	○				○		*				
134	02	○				○		*				

134	03	○				○		*				
134	04	○				○		*				
134	05	○				○		*				
134	06	○				○		*				
134	07	○				○		*				
135	01	○				○		*				
135	02	○	○			○			*			
135	03	○				○		*				
135	04	○				○		*				
135	05	○			○	○			*			
135	06	○				○		*				
135	07	○			○	○			*			
135	08	○			○	○			*			
136	01	○				○		*			*	
136	02	○			○	○			*			
136	03	○				○		*			*	
136	04	○				○		*				
136	05	○				○		*				
136	06	○	○			○			*		*	
136	07	○				○		*				
136	08	○	○			○			*		*	
136	09	○				○		*			*	
137	01	○				○		*				
137	02	○				○		*				
137	03	○			○	○			*			
137	04	○				○		*				
137	05	○				○		*				
137	06	○				○		*				
137	07	○				○		*				
138	01	○				○		*				
138	02	○				○		*				
138	03	○				○		*				
138	04	○				○		*				
138	05	○				○		*				
138	06	○				○		*				
138	07	○				○		*				
138	08	○				○		*				
139	01	○				○		*				
139	02	○				○		*				
139	03	○				○		*			*	
139	04	○				○		*				
139	05	○				○		*				
139	06	○				○		*			*	
139	07	○				○		*				
139	08	○				○		*			*	
140	01	○				○		*				
140	02	○				○		*				
140	03	○				○		*				
140	04	○				○		*				

141	01	○				○		*				
141	02	○				○		*				
141	03	○	○			○			*			
141	04	○				○		*				
141	05	○				○		*				
141	06	○				○		*				
142	01	○				○		*				
142	02	○				○		*				
142	03	○				○		*				
142	04	○				○		*				
142	05	○				○		*				
142	06	○				○		*				
142	07	○				○		*				
142	08	○				○		*				
142	09	○			○	○			*			
142	10	○				○		*				
142	11	○				○		*				
143	01	○				○		*				
143	02	○				○		*				
143	03	○				○		*				
143	04	○	○			○			*		*	
143	05	○				○		*				
144	01	○				○		*				
144	02	○				○		*				
144	03	○				○		*				
144	04	○				○		*			*	
144	05	○	○			○			*		*	
144	06	○				○		*				
144	07	○				○		*				
144	08	○				○		*				
144	09	○				○		*				
144	10	○	○			○			*		*	
144	11	○				○		*				
144	12	○				○		*				
145	01	○	○			○			*			
145	02	○	○			○			*			
145	03	○				○		*				
145	04	○	○			○			*			
145	05	○	○			○			*			
145	06	○				○		*				
145	07	○				○		*				
146	01	○	○		○	○			*		*	
146	02	○				○		*				
146	03	○				○		*			*	
146	04	○				○		*			*	
146	05	○				○		*				
146	06	○				○		*				
146	07	○				○		*				
146	08	○				○		*				

146	09	○				○		*				
147	01	○			○	○			*		*	
147	02	○			○	○			*			
147	03	○			○	○			*			
147	04	○				○		*				
147	05	○				○		*				
148	01	○			○	○			*		*	
148	02	○			○	○			*		*	
148	03	○				○		*				
148	04	○			○	○			*			
148	05	○	○		○	○			*			
148	06	○	○		○	○			*			
148	07	○			○	○			*			
149	01	○				○		*				
149	02	○				○		*				
149	03	○				○		*				
149	04	○				○		*			*	
149	05	○				○		*				
149	06	○				○		*				
150	01	○			○	○			*		*	
150	02	○			○	○			*			
150	03	○			○	○			*			
150	04	○	○		○	○			*			
150	05	○	○		○	○			*			
150	06	○	○		○	○			*			
150	07	○	○		○	○			*			
150	08	○	○		○	○			*			
150	09	○	○		○	○			*			
150	10	○	○			○			*			
150	11	○	○		○	○			*			
151	01	○				○		*				
151	02	○				○		*				
151	03	○				○		*				
151	04	○				○		*				
151	05	○				○		*				
151	06	○				○		*			*	
152	01	○				○		*				
152	02	○				○		*				
152	03	○				○		*				
152	04	○				○		*			*	
152	05	○				○		*			*	
152	06	○				○		*			*	
152	07	○				○		*				
153	01	○	○			○			*		*	
153	02	○	○			○			*		*	
153	03	○	○			○			*		*	
153	04	○	○			○			*		*	
153	05	○	○			○			*		*	
153	06	○	○			○			*		*	

153	07	○	○			○			*		*	
154	01	○	○			○			*		*	
154	02	○				○		*			*	
154	04	○				○		*			*	
154	05	○				○		*				
154	06	○				○		*				
154	07	○				○		*			*	
155	01	○	○		○	○			*			
155	02	○	○		○	○			*			
155	03	○	○		○	○			*			
155	04	○	○		○	○			*			
155	05	○	○		○	○			*		*	
156	01	○	○		○	○			*		*	
156	02	○	○		○	○			*		*	
156	03	○	○		○	○			*		*	
156	05	○	○		○	○			*			
156	06	○	○			○			*			
156	07	○	○		○	○			*		*	
157	01	○	○		○	○			*		*	
157	02	○	○		○	○			*		*	
157	03	○	○		○	○			*		*	
157	04	○	○		○	○			*			
157	05	○	○		○	○			*		*	
157	06	○	○		○	○			*			
157	07	○	○			○			*			
158	01	○	○			○			*		*	
158	02	○	○			○			*		*	
158	03	○	○			○			*		*	
158	04	○	○			○			*		*	
158	05	○	○			○			*		*	
158	06	○	○			○			*		*	
158	07	○	○			○			*			
158	08	○	○			○			*		*	
158	09	○	○			○			*		*	
158	10	○	○			○			*		*	
158	11	○	○			○			*		*	
159	01	○	○		○	○			*			
159	02	○	○		○	○			*			
159	03	○	○		○	○			*			
159	04	○	○		○	○			*			
159	05	○	○		○	○			*			
159	06	○	○		○	○			*			
159	07	○	○		○	○			*		*	
159	08	○	○		○	○			*		*	
159	09	○	○		○	○			*		*	
159	10	○	○		○	○			*		*	
159	11	○	○		○	○			*		*	
159	12	○	○		○	○			*		*	
159	13	○	○		○	○			*		*	

159	14	○	○		○	○			*		*	
159	15	○	○		○	○			*		*	
159	16	○	○		○	○			*		*	
159	17	○	○			○			*			
160	01	○	○		○	○			*		*	
160	02	○	○		○	○			*		*	
160	03	○	○		○	○			*		*	
160	04	○	○		○	○			*		*	
160	05	○	○		○	○			*		*	
160	06	○	○		○	○			*		*	
160	07	○	○		○	○			*		*	
160	08	○	○		○	○			*		*	
160	09	○	○		○	○			*		*	
160	10	○	○		○	○			*		*	
160	11	○	○		○	○			*		*	
160	12	○	○		○	○			*		*	
160	13	○	○		○	○			*		*	
160	14	○	○		○	○			*		*	
160	15	○	○		○	○			*		*	
160	16	○	○		○	○			*		*	
161	01	○	○		○	○			*		*	
161	02	○	○			○			*		*	
161	03	○	○		○	○			*		*	
161	04	○	○			○			*		*	
161	05	○	○			○			*		*	
161	06	○	○			○			*		*	
161	07	○	○		○	○			*		*	
161	08	○	○		○	○			*		*	
161	09	○	○		○	○			*		*	
161	10	○	○		○	○			*		*	
161	11	○	○		○	○			*		*	
161	12	○	○		○	○			*		*	
162	01	○	○			○			*		*	
162	02	○	○			○			*		*	
162	03	○				○		*			*	
162	04	○				○		*				
162	05	○				○		*				
162	06	○				○		*			*	
162	07	○				○		*			*	
162	08	○			○	○		*				
162	09	○			○	○		*				
162	10	○			○	○		*				
162	11	○			○	○		*				
162	12	○				○		*				
162	13	○				○		*				
162	14	○				○		*			*	
162	15	○				○		*			*	
163	01	○			○	○			*		*	
163	02	○			○	○			*			

163	03	○	○		○	○		*			
163	04	○			○	○		*			
163	05	○				○	*				
164	01	○	○			○		*			
164	02	○				○	*			*	
164	03	○	○			○		*		*	
164	04	○				○	*			*	
164	05	○	○			○		*			
164	06	○	○			○		*			
165	01	○	○			○		*			
165	02	○	○			○		*			
165	03	○				○	*				
165	04	○	○			○		*			
166	01	○				○	*				
166	02	○				○	*				
166	03	○				○	*				
166	04	○	○			○		*			
167	01	○				○	*				
167	02	○	○			○		*			
167	03	○	○			○		*			
167	04	○	○			○		*			
167	05	○	○			○		*			
167	06	○	○			○		*			
167	07	○	○			○		*			
167	08	○	○			○		*			
167	09	○	○			○		*			
168	01	○				○	*				
168	02	○				○	*				
168	03	○				○	*				
169	01	○				○	*				
169	02	○				○	*				
169	03	○				○	*				
170	01	○				○	*				
170	02	○				○	*				
170	03	○				○	*				
170	04	○				○	*				
171	01	○				○	*				
171	02	○				○	*				
171	03	○				○	*				
172	01	○				○	*				
172	02	○				○	*				
172	03	○				○	*				
172	04	○				○	*				
172	05	○				○	*				
173	01	○				○	*				
173	02	○				○	*				
173	03	○				○	*				
173	04	○				○	*				
173	05	○				○	*				

174	01	○				○		*				
174	02	○				○		*				
174	03	○				○		*				
174	04	○				○		*				
174	05	○				○		*				
174	06	○				○		*				
174	07	○				○		*				
174	08	○				○		*				
175	01	○				○		*				
175	02	○				○		*				
175	03	○				○		*				
175	04	○				○		*				
175	05	○				○		*				
175	06	○				○		*				
176	01	○				○		*				
176	02	○				○		*				
176	03	○				○		*				
176	04	○				○		*				
177	01	○				○		*				
177	02	○				○		*				
177	03	○				○		*				
177	04	○				○		*				
177	05	○				○		*				
178	01	○				○		*				
178	02	○				○		*				
178	03	○				○		*				
178	04	○				○		*				
178	05	○				○		*				
179	01	○				○		*				
179	02	○				○		*				
180	01	○				○		*				
180	02	○				○		*				
180	03	○				○		*				
180	04	○				○		*				
180	05	○				○		*				
180	06	○				○		*				
180	07	○				○		*				
181	01	○				○		*				
181	02	○				○		*				
181	03	○				○		*				
181	04	○				○		*				
181	05	○				○		*				
181	06	○				○		*				
181	07	○				○		*				
182	01	○				○		*				
182	02	○				○		*				
182	03	○				○		*				
182	04	○				○		*				
182	05	○				○		*				

182	06	○				○		*				
182	07	○				○		*				
182	08	○				○		*				
182	09	○				○		*				
183	01	○				○		*				
183	02	○				○		*				
183	03	○				○		*				
183	04	○			○	○			*			
183	05	○			○	○			*			
183	06	○				○		*				
184	01	○				○		*				
184	02	○				○		*				
184	03	○				○		*				
184	04	○				○		*				
184	05	○				○		*				
184	06	○				○		*				
184	07	○				○		*				
185	01	○				○		*				
185	02	○				○		*				
185	03	○				○		*				
185	04	○				○		*				
185	05	○				○		*				
186	01	○				○		*				
186	02	○				○		*				
186	03	○				○		*				
186	04	○	○			○			*		*	
186	05	○	○			○			*			
186	06	○	○			○			*			
186	07	○	○			○			*			
187	01	○	○		○	○			*			
187	02	○				○		*				
187	03	○	○		○	○			*			
187	04	○			○	○			*			
187	05	○			○	○			*			
188	01	○	○			○			*			
188	02	○	○			○			*			
188	03	○				○		*				
188	04	○	○			○			*		*	
188	05	○				○		*				
188	06	○				○		*				
188	07	○				○		*				
189	01	○				○		*				
189	02	○				○		*				
189	03	○				○		*				
189	04	○				○		*				
189	05	○				○		*				
189	06	○				○		*			*	
189	07	○				○		*				
189	08	○				○		*				

190	01	○	○			○			*			
190	02	○	○			○			*		*	
190	03	○	○			○			*		*	
190	04	○	○			○			*		*	
190	05	○				○		*				
190	06	○				○		*				
190	07	○	○			○			*		*	
190	08	○				○		*			*	
191	01	○				○		*				
191	02	○				○		*				
191	03	○				○		*				
191	04	○				○		*				
191	05	○				○		*				
191	06	○				○		*				
191	07	○				○		*				
191	08	○				○		*				
191	09	○	○		○	○			*			
192	01	○			○	○			*			
192	02	○			○	○			*			
192	03	○			○	○			*			
192	04	○			○	○			*			
192	05	○			○	○			*			
193	01	○	○		○	○			*			
193	02	○	○		○	○			*			
193	03	○	○		○	○			*			
193	04	○	○		○	○			*		*	
193	05	○	○		○	○			*		*	
194	01	○				○		*				
194	02	○				○		*				
194	03	○				○		*				
194	04	○				○		*				
195	01	○				○		*				
195	02	○				○		*				
195	03	○	○			○			*		*	
195	04	○	○			○			*		*	
195	05	○				○		*				
196	01	○				○		*				
196	02	○	○		○	○			*			
196	03	○	○		○	○			*			
196	04	○	○		○	○			*		*	
196	05	○	○			○			*			
196	06	○	○		○	○			*			
196	07	○	○		○	○			*			
197	01	○	○		○	○			*			
197	02	○	○		○	○			*			
197	03	○	○		○	○			*			
197	04	○	○		○	○			*			
197	05	○	○		○	○			*			
197	06	○	○		○	○			*		*	

197	07	○	○		○	○		*			
198	01	○				○		*			
198	02	○				○		*			
198	03	○				○		*			
198	04	○				○		*			
198	05	○	○			○		*		*	
198	06	○				○		*			
198	07	○	○			○		*		*	
198	08	○	○			○		*		*	
199	01	○				○		*			
199	02	○				○		*			
199	03	○				○		*			
199	04	○				○		*			
199	05	○				○		*			
199	06	○				○		*			
199	07	○				○		*			
199	08	○				○		*			
201	01	○	○		○	○		*		*	
201	02	○	○		○	○		*		*	
201	03	○	○		○	○		*		*	
202	01	○				○		*			
202	02	○				○		*			
202	03	○				○		*			
202	04	○				○		*			
202	05	○				○		*			
203	01	○				○		*			
203	02	○				○		*			
203	03	○				○		*			
204	01	○				○		*			
204	02	○				○		*			
204	03	○				○		*			
204	04	○				○		*			
205	01	○			○	○		*			
205	02	○			○	○		*			
205	03	○				○		*			
205	04	○				○		*			
205	05	○				○		*			
206	01	○				○		*			
206	02	○				○		*			
206	03	○				○		*			
206	04	○				○		*			
206	05	○	○		○	○		*			
206	06	○			○	○		*			
206	07	○			○	○		*			
207	03	○	○		○	○		*			
207	04	○				○		*			
207	05	○				○		*		*	
207	06	○				○		*			
208	01	○				○		*		*	

208	02	○				○		*				
208	03	○				○		*				
208	04	○				○		*				
208	05	○	○		○	○			*			
209	01	○				○		*				
209	02	○				○		*				
209	03	○				○		*				
209	04	○	○			○			*		*	
209	05	○				○		*				
209	06	○				○		*				
209	07	○				○		*				
210	01	○				○		*				
210	02	○				○		*				
210	03	○				○		*				
210	04	○	○		○	○			*			
210	05	○				○		*				
211	01	○			○	○			*			
211	02	○			○	○			*			
211	03	○			○	○			*			
211	04	○			○	○			*			
211	05	○			○	○			*			
212	01	○				○		*				
212	02	○	○			○			*			
212	03	○	○			○			*			
212	04	○	○			○			*			
212	06	○				○		*				
212	07	○				○		*				
212	08	○			○	○			*			
212	09	○			○	○			*			
213	01	○	○			○			*			
213	02	○	○			○			*			
213	03	○	○			○			*			
213	04	○			○	○			*			
213	05	○			○	○			*			
213	06	○			○	○			*			
214	01	○				○		*				
214	02	○				○		*				
214	03	○				○		*				
214	04	○				○		*				
215	01	○				○		*				
215	02	○				○		*				
215	03	○				○		*				
215	04	○				○		*				
215	05	○				○		*				
215	06	○				○		*				
215	07	○	○			○			*			
216	01	○				○		*			*	
216	02	○				○		*				
216	03	○				○		*				

216	04	○				○		*				
216	05	○				○		*				
217	01	○				○		*				
217	02	○				○		*				
217	03	○				○		*				
217	04	○	○			○			*			
218	01		○						*			
218	02		○						*		*	
218	03	○						*				
218	04	○						*				
218	05	○						*				
219	01	○			○				*			
219	02	○	○		○				*			
219	03	○	○		○				*			
219	07	○	○		○				*			
220	02	○			○				*			
220	04	○			○				*			
220	05	○			○				*			
220	06	○			○				*		*	
221	01	○	○		○				*			
221	02	○	○		○				*			
221	05	○	○		○				*			
221	06	○			○				*			
221	07	○	○		○				*			
221	08	○			○				*			
222	01	○			○	○			*			
222	02	○			○	○			*			
222	03	○			○	○			*			
222	04	○			○	○			*			
222	05	○			○	○			*		*	
222	06	○	○			○			*			
223	01	○	○			○			*			
223	02	○				○		*				
223	03	○				○		*				
223	04	○	○			○			*		*	
223	05	○				○		*				
223	06	○	○			○			*			
223	07	○	○			○			*			
224	01	○	○			○			*			
224	02	○				○		*				
224	03	○	○			○			*			
224	04	○	○			○			*			
224	05	○	○			○			*			
224	06	○	○			○			*			
225	01	○	○			○			*			
225	02	○	○			○			*		*	
225	03	○	○			○			*		*	
225	05	○	○			○			*			
225	06	○	○			○			*			

225	07	○	○			○			*			
226	01	○	○			○			*			
226	02	○	○			○			*		*	
226	03	○	○			○			*			
226	04	○	○			○			*			
226	05	○	○			○			*			
226	06	○	○			○			*			
227	01	○	○			○			*			
227	02	○	○			○			*			
227	03	○	○			○			*			
227	04	○	○			○			*			
227	05	○	○			○			*			
227	06	○	○			○			*			
227	07	○	○			○			*			
228	01	○	○		○	○			*			
228	02	○	○			○			*		*	
228	03	○	○			○			*			
228	04	○	○			○			*			
228	05	○	○			○			*			
228	07	○	○		○	○			*			
229	01	○	○		○				*			
229	02	○	○		○	○			*			
229	03	○	○		○	○			*			
229	04	○	○		○	○			*			
229	05	○	○		○	○			*			
229	06	○	○		○	○			*			
229	07	○	○		○	○			*			
230	01	○	○			○			*		*	
230	02	○	○		○				*			
230	04	○	○		○	○			*			
230	05	○	○			○			*			
230	06	○	○			○			*			
230	07	○	○			○			*			
230	08	○	○			○			*			
230	09	○	○			○			*			
231	01	○	○		○				*			
232	01	○			○				*			
232	02	○			○				*			
232	03	○	○		○				*			
232	04	○	○		○				*			
233	01	○			○				*			
233	02	○			○				*			
233	03	○			○				*			
233	04	○			○				*			
233	05	○			○				*		*	
233	06	○			○				*			
233	07						*					
234	01	○	○		○				*		*	
234	02	○	○		○				*			

234	04	○	○		○			*		*	
234	05	○	○		○			*		*	
234	06	○	○		○			*		*	
235	01	○					*				
235	03	○					*				
235	04	○	○					*			
235	05	○					*				
235	06	○			○			*			
236	01										
236	02	○					*				
236	03	○					*				
236	04	○					*				
236	05	○					*				
236	06	○	○					*			
236	07	○	○					*			
236	08	○	○					*			
236	09	○					*				
236	11	○					*			*	
237	01		○	○				*			
237	02		○	○				*		*	
237	03		○	○				*			
237	04		○	○				*			
237	05		○	○				*			
237	06		○	○				*			
237	07		○	○				*			
237	09		○	○				*			
237	10		○	○				*			
237	11		○	○				*		*	
237	12		○	○				*			
301	01	○				○	*				
301	02	○				○	*				
301	03	○				○	*				
302	01	○				○	*				
302	02	○				○	*				
302	03	○				○	*				
302	04	○				○	*				
302	05	○				○	*				
303	01	○				○	*			*	
303	02	○				○	*				
303	03	○				○	*				
303	04	○				○	*				
303	05	○				○	*				
304	01	○				○	*				
304	02	○				○	*				
305	01	○				○	*				
305	02	○				○	*				
305	03	○				○	*				
305	04	○				○	*				
306	01	○				○	*				

306	03	○				○		*				
306	04	○				○		*				
307	01	○				○		*			*	
307	02	○				○		*			*	
307	03	○				○		*				
307	04	○				○		*				
307	05	○				○		*				
307	06	○				○		*				
307	07	○				○		*				
308	01	○				○		*				
308	02	○				○		*				
308	03	○				○		*				
308	04	○				○		*				
308	05	○				○		*				
309	01	○				○		*				
309	02	○				○		*				
309	05	○				○		*				
309	06	○				○		*				
309	07	○				○		*				
309	08	○				○		*				
309	09	○				○		*				
309	10	○				○		*				
309	11	○				○		*				
310	01	○	○			○			*			
310	02	○	○			○			*		*	
310	04	○	○			○			*			
310	05	○	○			○			*			
311	01	○				○		*				
311	02	○				○		*				
311	03	○				○		*				
311	04	○	○			○			*			
311	05	○				○		*				
311	06	○				○		*				
312	03	○	○			○			*			
312	04	○	○			○			*			
312	05	○	○			○			*			
312	06	○	○			○			*			
312	07	○	○			○			*		*	
312	08	○	○			○			*		*	
312	09	○	○			○			*			
313	02	○	○			○			*		*	
314	01	○	○		○	○			*			
314	02	○	○		○	○			*			
314	03	○	○			○			*		*	
315	01	○	○			○			*		*	
315	02	○	○			○			*		*	
315	03	○	○		○	○			*		*	
315	04	○	○		○	○			*		*	
315	05	○	○		○	○			*		*	

315	06	○	○		○	○			*		*	
316	01	○	○			○			*		*	
317	01	○	○			○			*		*	
318	01	○	○			○			*		*	
318	02	○	○			○			*		*	
318	03	○	○			○			*		*	
319	01	○	○		○	○			*		*	
320	01	○				○		*			*	
321	01	○	○			○			*			
322	01	○	○		○	○			*		*	
323	01	○						*				
323	02	○						*				
323	03	○						*			*	
323	04	○						*			*	
323	05	○	○						*		*	
323	06	○	○						*		*	
324	01	○						*				
324	02	○						*				
324	03	○						*				
324	04	○	○						*		*	
324	05	○						*				
324	06	○	○						*			
324	07	○	○						*			
325	01	○			○				*			
325	02	○			○				*			
325	03	○			○				*			
325	04	○			○				*			
325	05	○			○				*			
325	06	○	○		○	○			*		*	
325	07	○			○				*			
326	02	○			○				*		*	
326	03	○	○		○				*		*	
326	04	○	○		○				*		*	
326	05	○	○		○				*			
326	06	○	○		○				*		*	
326	07	○	○		○				*		*	
326	08	○	○		○				*		*	
326	10	○			○				*			
326	11	○			○				*		*	
326	12	○			○				*			
326	13	○			○				*			
327	01	○			○				*		*	
327	02	○	○		○				*			
327	03	○	○						*			
327	04	○	○		○				*			
328	01	○	○			○			*			
328	02	○	○			○			*			
328	03	○	○			○			*			
328	04	○	○			○			*			

328	05	○				○		*				
328	06	○				○		*				
328	07	○				○		*				
328	08	○				○		*				
329	01	○	○						*			
329	02	○	○						*			
329	03	○	○						*			
329	04	○	○						*			
329	05	○						*				
329	06	○						*				
329	07	○						*				
329	08	○						*				
330	01	○	○						*			
330	02	○	○						*			
330	03	○						*				
330	05	○						*				
330	06	○						*				
330	07	○						*				
330	08	○	○						*			
330	09	○	○						*			
330	10	○						*				
330	11	○						*				
330	12	○						*				
330	13	○	○						*			
330	14	○	○						*			
331	02	○						*			*	
331	03	○						*			*	
331	04	○						*				
331	05	○						*			*	
331	06	○						*				
331	07	○						*			*	
331	08	○						*				
331	09	○						*				
331	12	○	○						*			
331	13	○	○						*		*	
331	14	○						*			*	
332	01	○	○						*			
332	02	○	○						*		*	
332	03	○	○						*			
332	04	○	○						*			
332	05	○	○						*			
332	06	○	○						*		*	
332	07	○	○						*			
332	08	○	○		○				*		*	
332	09	○	○						*			
333	01	○				○		*				
333	02	○				○		*				
333	03	○				○		*				
334	01	○				○		*				

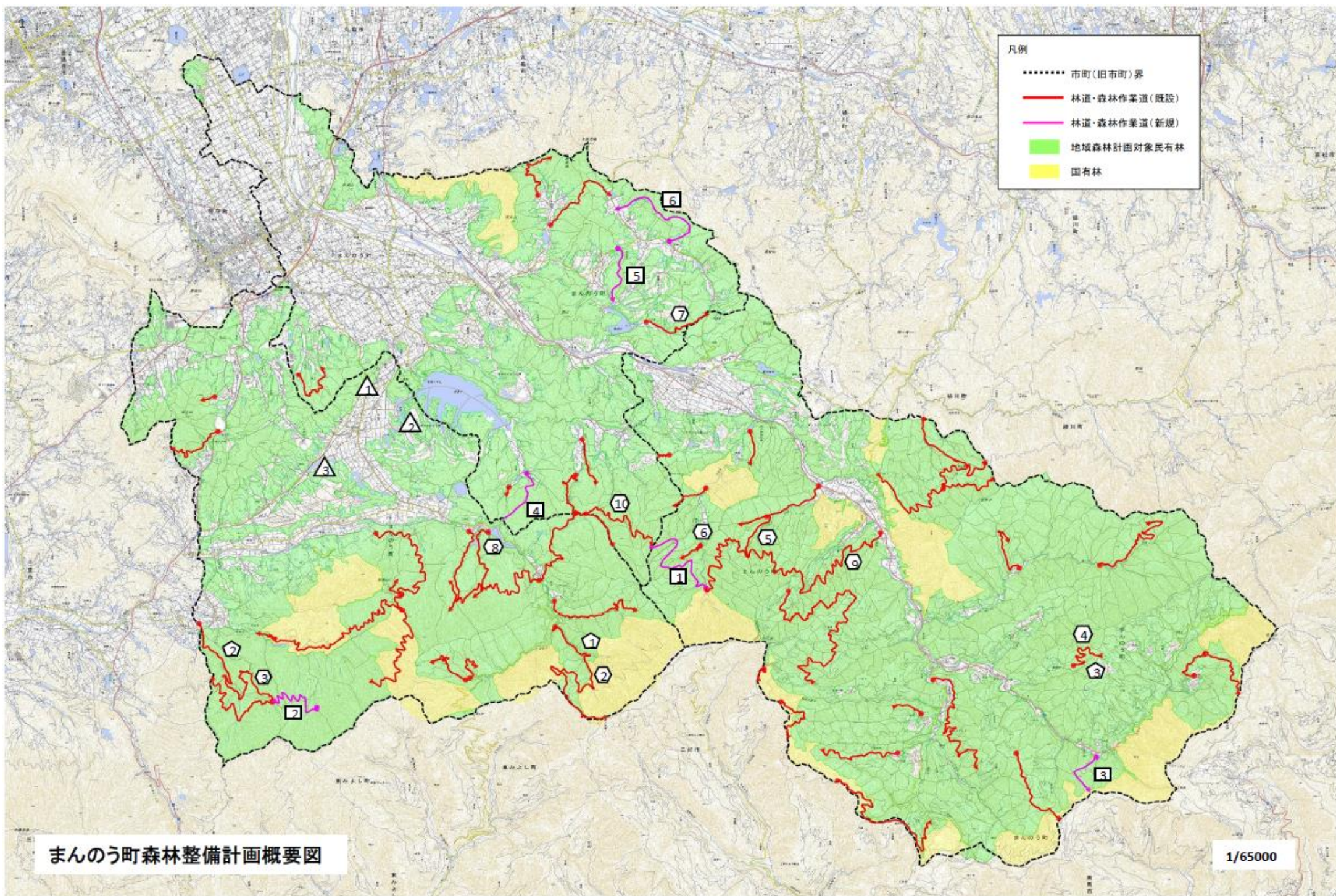
334	03	○				○		*				
335	01	○				○		*				
336	01	○				○		*				
336	02	○	○			○			*			
337	01	○	○			○			*			
338	01	○						*				
338	02	○	○						*		*	
338	03	○	○						*		*	
338	04	○						*				
338	05	○						*				
338	06	○						*				
338	07	○						*				
338	08	○						*				
338	09	○						*				
338	10	○	○						*		*	
339	01	○				○		*				
339	02	○	○			○			*			
339	03	○	○			○			*			
339	04	○				○		*				
339	05	○				○		*				
339	06	○				○		*				
340	01	○	○			○			*		*	
340	02	○	○			○			*			
340	03	○				○		*				
340	04	○	○			○			*		*	
341	01	○	○			○			*		*	
341	02	○				○		*				
341	03	○				○		*				
341	04	○				○		*				
341	05	○				○		*				
341	06	○	○			○			*		*	
342	01	○	○			○			*		*	
342	02	○				○		*				
342	03	○				○		*				
342	04	○				○		*			*	
342	05	○				○		*				
342	06	○	○			○			*			
342	07	○				○		*				
342	08	○				○		*				
343	01	○						*				
343	02	○						*				
343	03	○						*				
343	04	○						*				
344	01	○						*				
344	02	○						*				
344	03	○						*				
344	04	○	○						*			
344	05	○						*				
344	06	○	○						*			

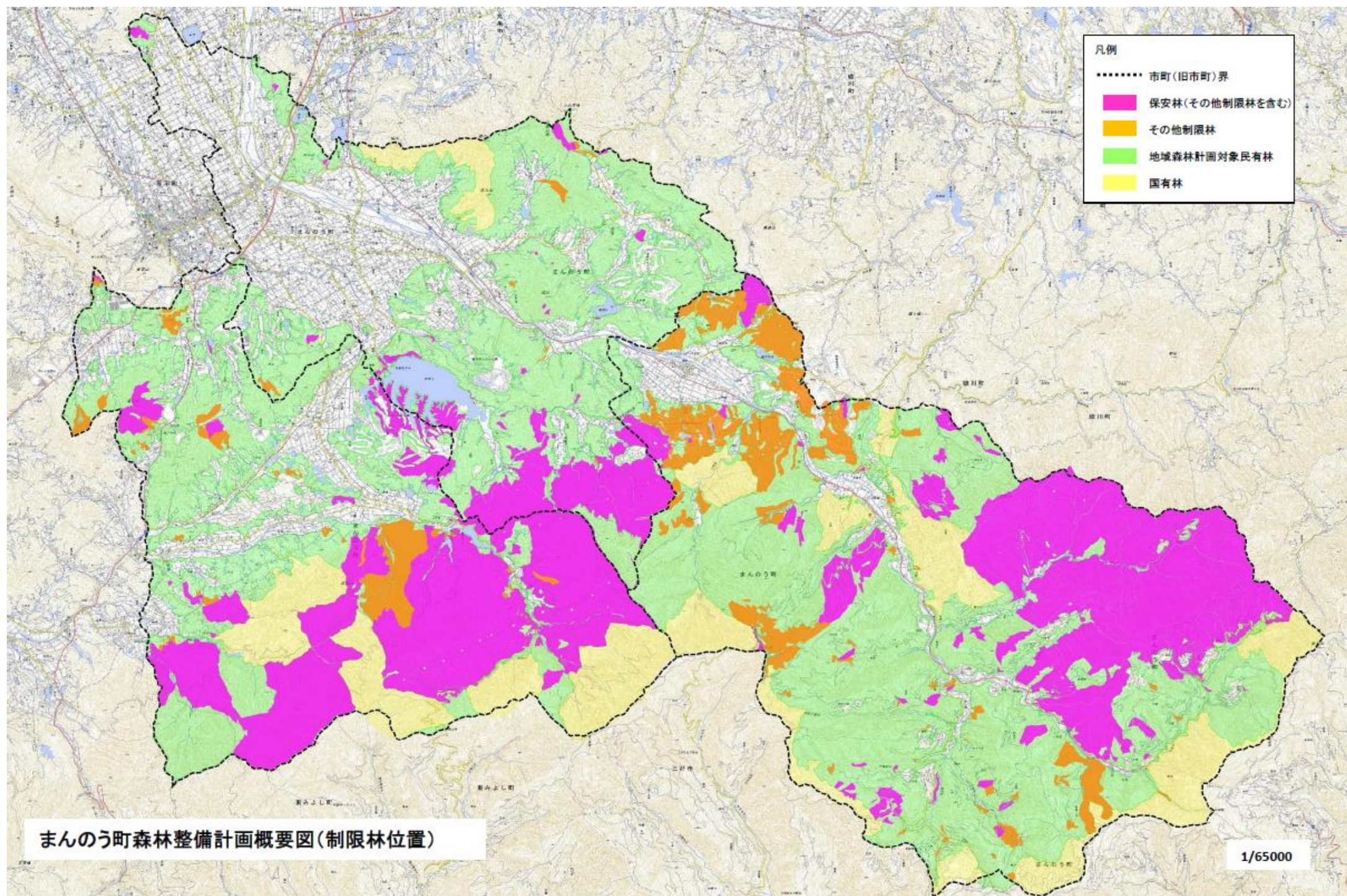
345	01	○						*				
345	02	○	○						*			
345	03	○						*			*	
345	04	○						*				
346	01	○						*				
346	02	○						*				
346	03	○						*				
346	04	○						*				
346	05	○						*				
346	06	○						*				
347	01	○				○		*				
347	02	○				○		*				
347	03	○	○			○			*			
347	04	○	○			○			*			
348	01	○						*				
348	02	○						*				
348	03	○						*				
348	04	○						*				
348	05	○				○		*				
349	01	○				○		*				
349	02	○				○		*			*	
349	03	○	○			○			*		*	
349	04	○				○		*				
349	05	○				○		*				
349	06	○				○		*				
349	08	○				○		*				
349	09	○				○		*				
349	10	○				○		*			*	
349	11	○	○			○			*			
349	12	○	○			○			*			
349	13	○				○		*				
350	01	○	○		○				*		*	
350	02	○						*				
350	03	○						*				
350	04	○						*				
350	05	○						*				
401	01	○				○		*				
401	02	○				○		*				
401	03	○				○		*				
401	04	○				○		*				
401	05	○				○		*				
401	06	○				○		*				
401	07	○				○		*				
402	01	○	○			○			*			
402	02	○	○			○			*			
402	03	○	○			○			*			
402	04	○	○			○			*			
402	05	○	○			○			*			
403	01	○	○		○	○			*			

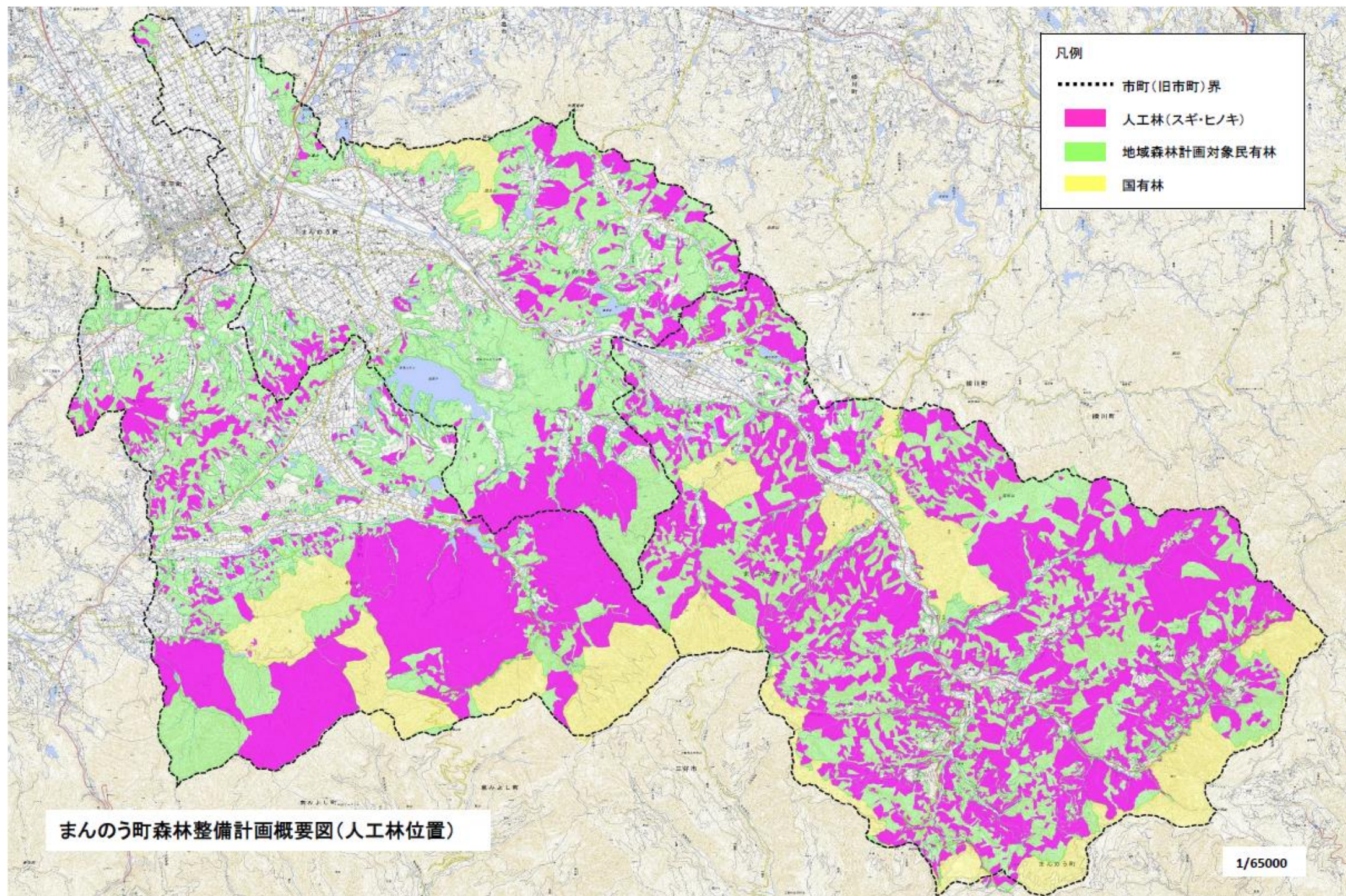
403	02	○	○		○	○			*			
403	03	○			○	○			*			
403	04	○			○	○			*			
403	05	○			○	○			*			
403	06	○	○		○	○			*			
403	07	○	○		○	○			*			
404	01	○	○		○	○			*			
404	02	○	○		○	○			*			
404	03	○	○		○	○			*			
404	04	○	○		○	○			*			
404	05	○			○	○			*			
405	01	○	○		○	○			*			
405	02	○			○	○			*			
405	03	○	○		○	○			*			
405	04	○			○	○			*		*	
405	05	○			○	○			*		*	
405	06	○			○	○			*		*	
405	07	○			○	○			*			
405	08	○	○		○	○			*			
406	01	○	○			○			*			
406	02	○			○	○			*			
406	03	○			○	○			*			
406	04	○	○		○	○			*			
406	05	○			○	○			*			
406	06	○			○	○			*			
407	01	○	○			○			*		*	
407	02	○	○			○			*		*	
407	03	○	○			○			*			
407	04	○	○			○			*			
407	05	○				○		*				
407	06	○				○		*				
407	07	○				○		*				
407	08	○				○		*				
408	01	○				○		*			*	
408	02	○				○		*			*	
408	03	○				○		*				
408	04	○				○		*				
408	05	○				○		*				
408	06	○				○		*				
408	07	○				○		*				
409	01	○	○			○			*		*	
409	02	○	○			○			*		*	
409	03	○				○		*				
409	04	○				○		*				
409	05	○				○		*				
409	06	○				○		*				
409	07	○	○			○			*			
409	08	○				○		*				
409	09	○				○		*				

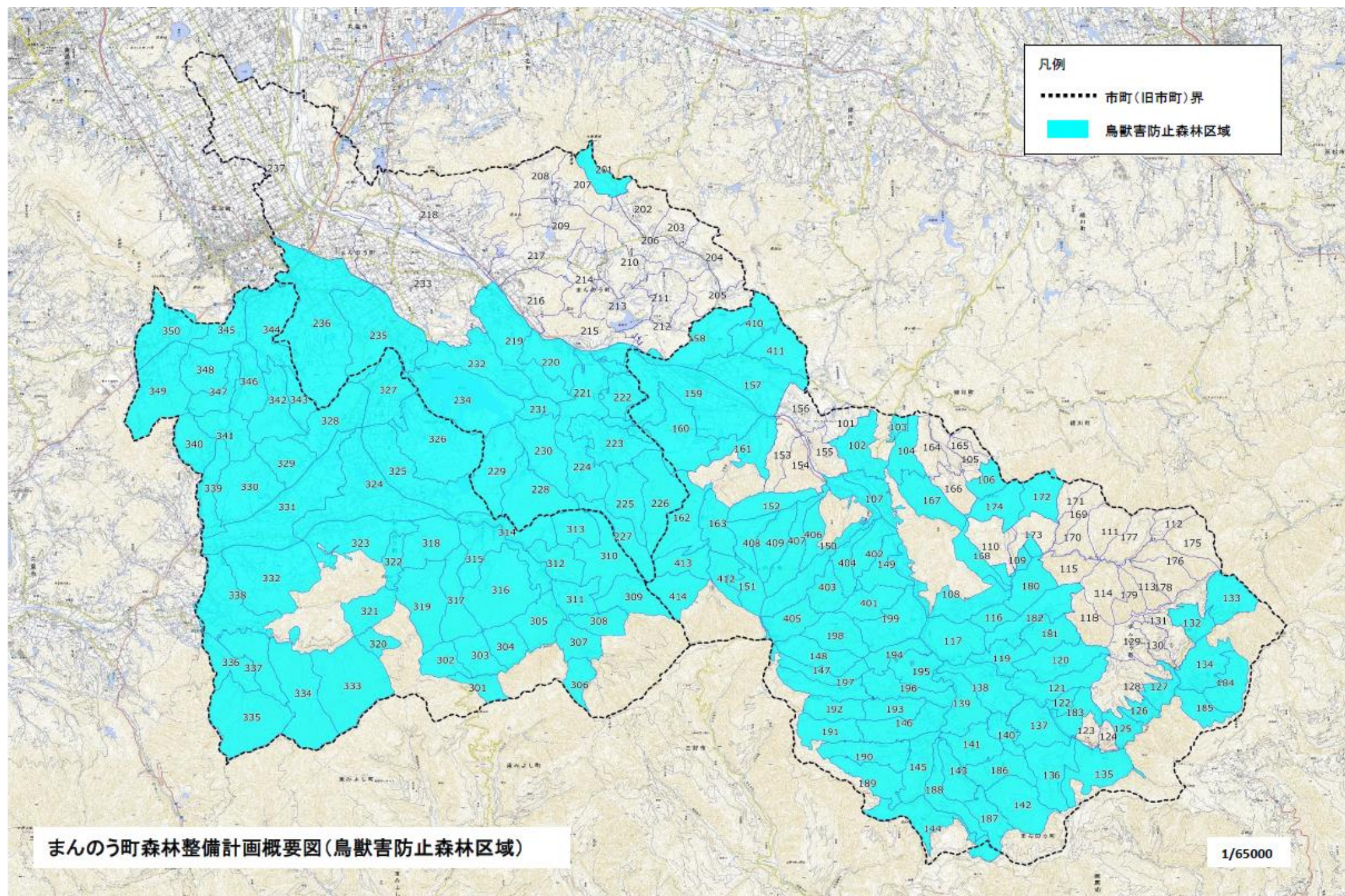
409	10	○				○		*				
410	01	○	○			○			*		*	
410	02	○	○			○			*		*	
410	03	○	○			○			*		*	
410	04	○	○			○			*		*	
410	05	○	○			○			*			
410	06	○	○			○			*			
410	07	○	○			○			*		*	
411	01	○	○			○			*		*	
411	02	○	○			○			*		*	
411	03	○	○			○			*		*	
411	04	○	○			○			*		*	
411	05	○	○			○			*		*	
411	06	○	○			○			*		*	
411	07	○	○			○			*		*	
411	08	○	○			○			*		*	
411	09	○	○			○			*		*	
411	10	○	○			○			*		*	
412	01	○				○		*				
412	02	○				○		*				
412	03	○	○			○			*			
413	01	○				○		*				
413	02	○				○		*				
413	03	○				○		*				
413	04	○				○		*				
413	05	○				○		*				
413	06	○			○	○			*			
413	07	○			○	○			*			
414	01	○				○		*				
414	02	○				○		*				
414	03	○			○	○			*			
414	04	○			○	○			*			
414	05	○			○	○			*			
414	06	○			○	○			*			
414	07	○				○		*				
414	08	○			○	○			*		*	

※択伐による複層林施業を推進すべき森林は、保安林または自然公園法等で択伐施業に制限されている森林に限る。

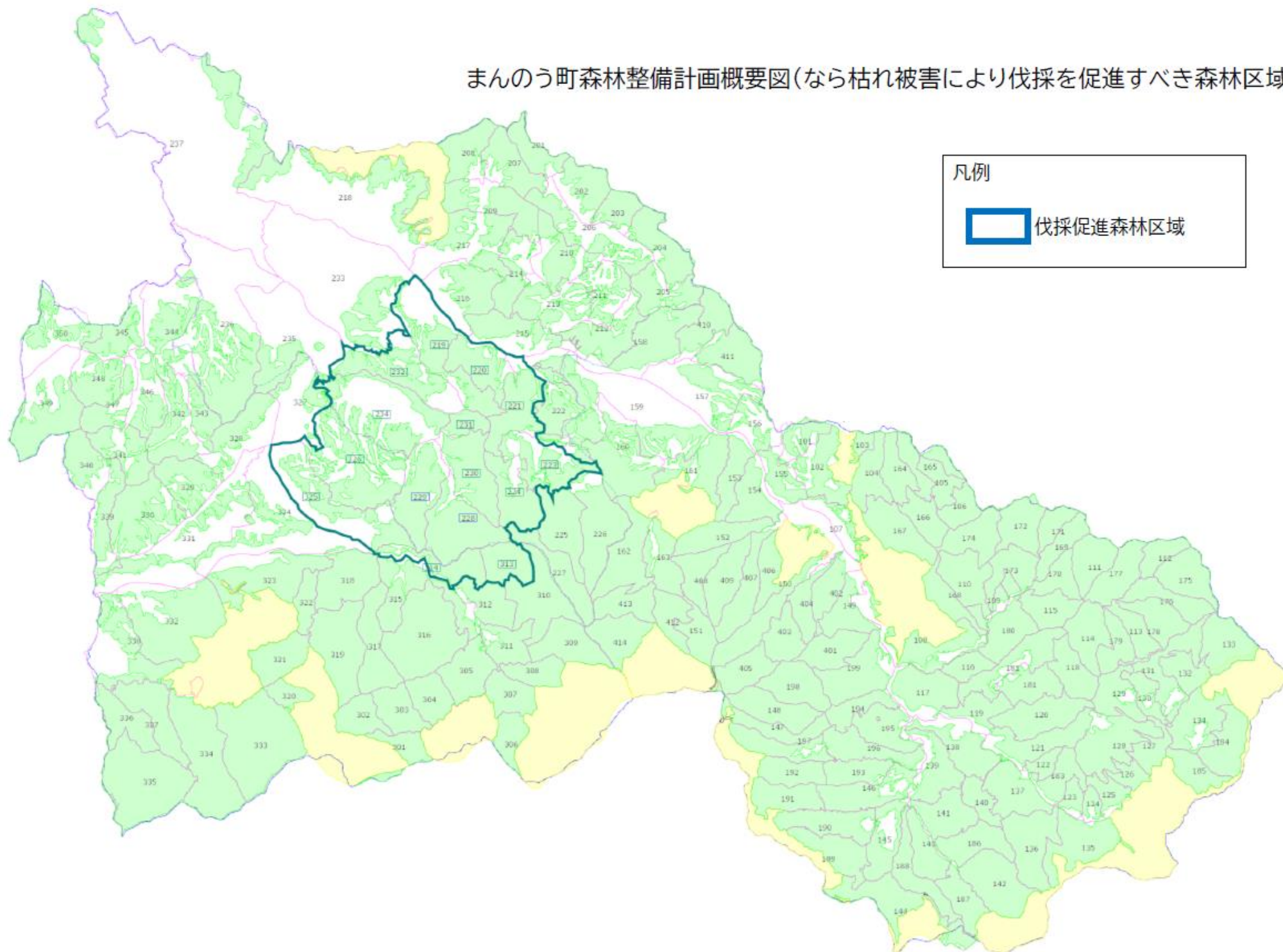




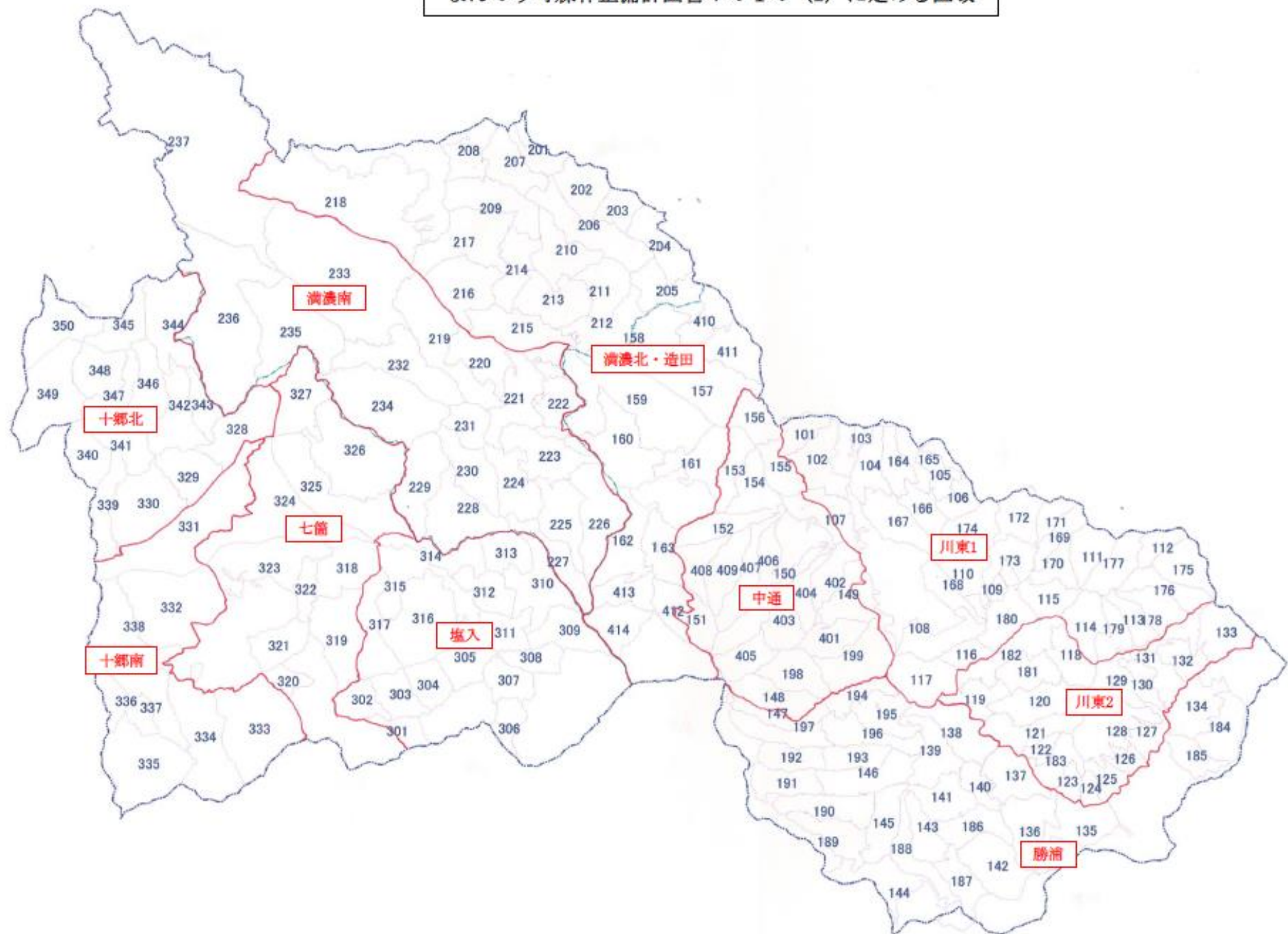




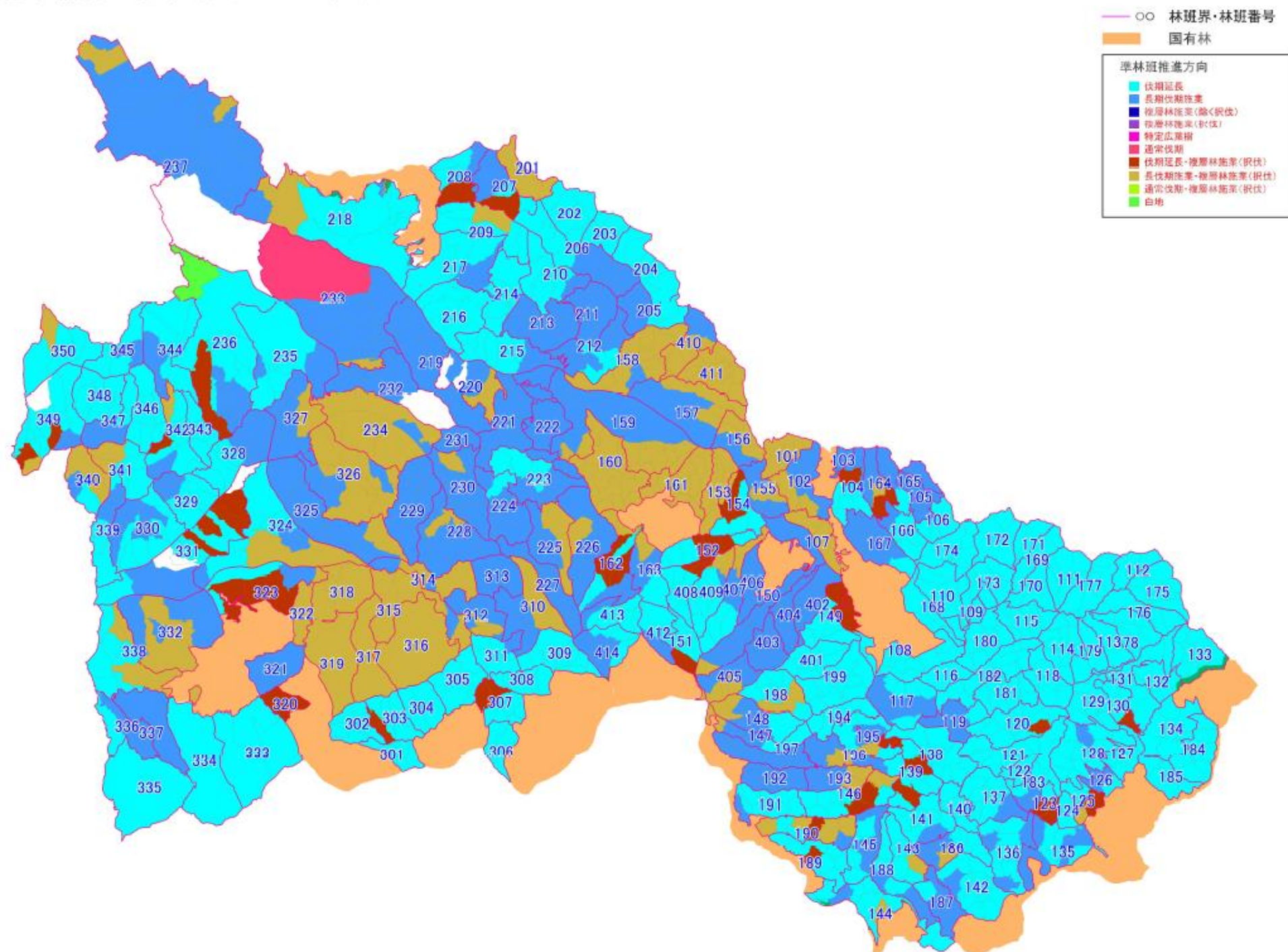
まんのう町森林整備計画概要図(なら枯れ被害により伐採を促進すべき森林区域)



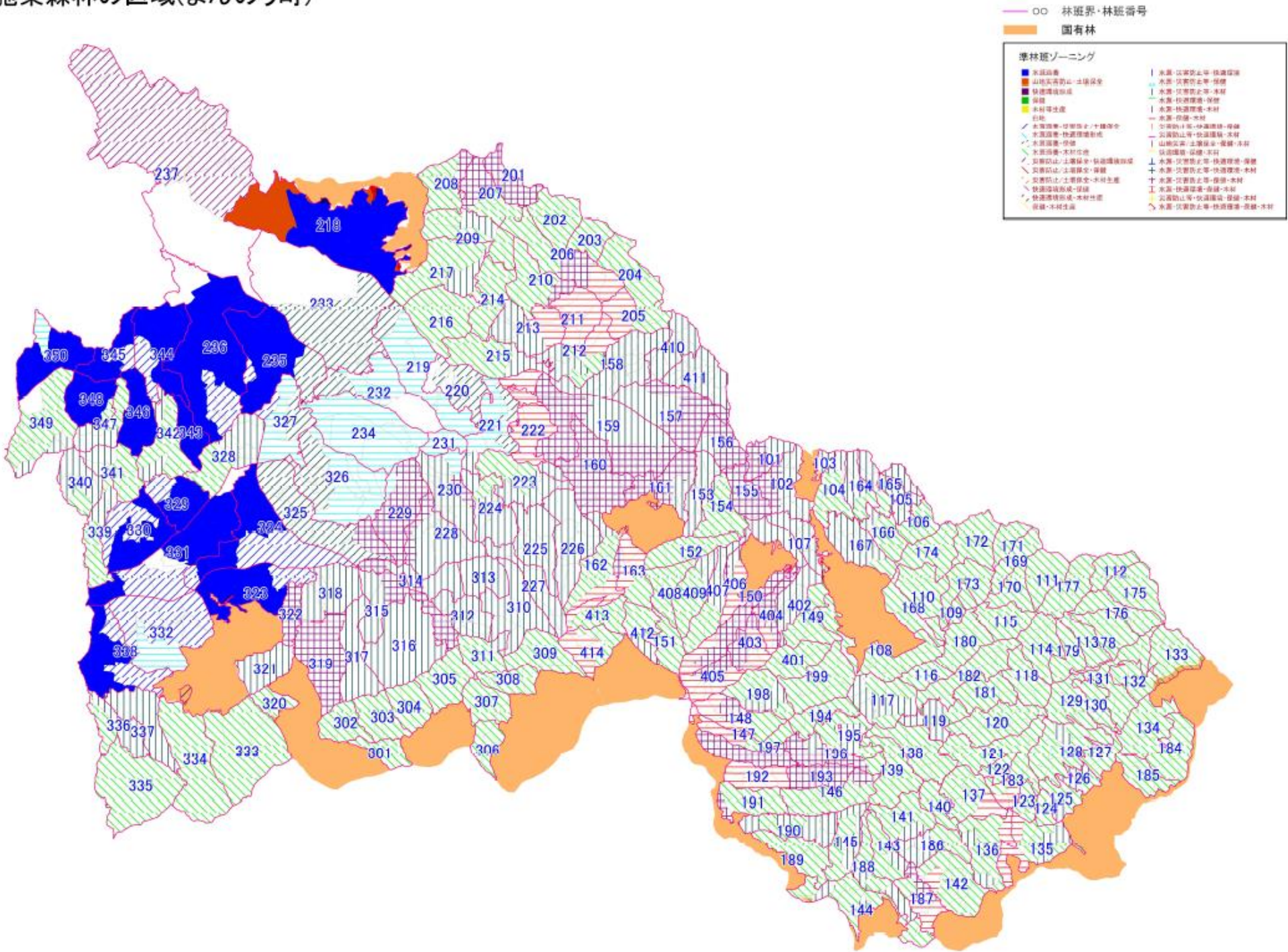
まんのう町森林整備計画書Vの1の(2)に定める区域



公益的機能別施業森林の施業方法(まんのう町)



公益的機能別施業森林の区域(まんのう町)



公益的機能別施業森林の区域(まんのう町)

